

ISSN 0386-6270

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 19 号

2002.2

奈良県立民俗博物館

奈良県立

民俗博物館研究紀要

第 19 号

目 次

奈良晒再考

—麻織物という視点からみた奈良晒—

横山 浩子 (1)

『諸国風俗問状答』に現われたまじない「擲拾擲招」について

—近世における怪我・災難除けから蝗の害を避ける呪符へ展開した符字—

奥野 義雄 (21)

水口祭と牛王宝印札

—近世における農耕儀礼としての水口祭と牛王宝印札にみるまじない習俗—

奥野 義雄 (27)

奈良晒再考

－麻織物という視点からみた奈良晒－

横山 浩子

1. はじめに

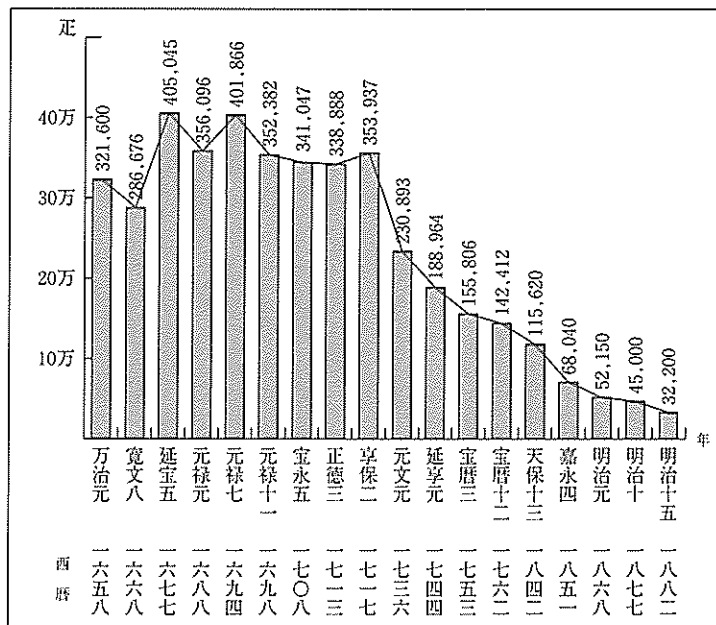
奈良晒についての研究は多いとはいえないが^{註①}、その中で社会経済史の立場からの木村博一の業績は顕著で、凡そ今日に至るまで奈良晒についての記述の殆どがその成果に拠っているといても過言ではない。

木村が奈良晒についてはじめて本格的に取り上げた論文は1952年に発表された「近世における奈良晒の生産販売組織」である^{註②}。延享5（寛延元¹⁷⁴⁸）年、村井古道によって著された『奈良曝布古今俚諺集』（以下『俚諺集』と略す）^{註③}、奈良市毘沙門町に所在したもと青苧中買、田村家の文書（現在は奈良教育大学附属図書館所蔵）、奈良市疋田町で明治初年まで晒屋を営んだ前田家所蔵文書、奈良奉行所与力玉井貞時の著した『疋中漫録』^{註④}ほかの史料に基づき、生産量、生産・流通形態とその組織、生産工程とその技術などについて整理し、社会経済史の視点から奈良晒研究の基礎をほぼ固めた。

続く「晒屋におけるマニファクチュア経営」^{註⑤}において、前田家文書を中心に奈良晒の生産工程の核心でもある晒屋の経営実態についてさらに分析を進め、その生産技術、生産費、労働力とその分業、雇用関係、商業資本との関係などを具体的に明らかにし、これらの成果に基づき「奈良晒」^{註⑥}として奈良晒の発展～衰退の過程とその歴史を概括した。以下にその内容を要約すれば、

(1) 奈良晒は東北産の上質の青苧（苧麻の繊維を加工精製したもの）を用いて紡織し、晒し加工を施したもので、武士の正装である上下（袴）、帷子地などとして用いられた。「町中十の物九つは布一色にて渡世仕り候」といわれ、その生産は近世を通じて南都第一の産業として位置づけられていた。

(2) 奈良晒の始原については必ずしも明らかではないが、室町時代をその胎動期として天正年間には晒技術の改良等その萌芽がみられ、慶長～元和期に商品生産としての奈良晒業が成立したと思われる。幕府直轄地の基幹産業としてその保護統制を受け、幕府御用品の名声によって発展、17世紀後半（延宝～元禄期）には、年間生産量は40万疋



図表1 奈良晒の生産量の推移（「近世における奈良晒の生産販売組織」による）

を越えるほどの盛況を示し、麻織物市場における独占的地位を占めていたが、18世紀中期以降、元文元年^{1,7,3,6}には最盛期に比して、その生産量がほぼ半減するなど衰退に転じつつ幕末、明治期に至る。その頃には、最盛期の10分の1程度の生産量となってしまう。

(3) 奈良晒の生産は製糸（苧績^{おうち}み、紬^{かぜ}づくり）、織布、晒の工程に大別される。このうち紡織工程は女性の家内手工業として行われ、晒加工はその作業内容から相当程度の人手と設備を必要とするため、はやくからマニファクチュア的経営形態がとられていた。

(4) 奈良晒の生産流通組織は、①その成立をみた慶長～寛永期から、②急速な発展とこれに伴う原料（青苧）移入の増加や生産（製糸・製織工程）の地域的拡大をみた寛永～延宝頃、さらに③元禄～享保期を経て④その生産が退潮傾向に転じた後の寛政～幕末期へ、と流通組織がおよそ4期にわたって複雑に分化し或いは再編されてゆく。

(5) その過程においてまず奈良晒は、優れた技術の先進性（特に晒工程）の上に発達するが、その後終始幕府による手厚い保護・統制を受けつつ近世を通じて、都市ギルド的性格のもとに展開することとなる。生産部門である紡織や晒工程は次第に奈良の町を拠点とする問屋資本のもとに支配され、他の生産部門や市場とは遮断されていく。そのため本来奈良晒生産における核であった晒屋の独立的な発展もなく、また問屋制家内工業として行われた紡織工程部門が周辺農村に拡大することによって新しい農村工業へと展開をみせることも遂になかった。

問屋資本は衰退期に向かうにつれて権益確保に汲々とし、却ってその制約を強め、組織を硬直化させてゆく。

(6) 奈良晒の衰退には、他国布（越後縮、近江上布、薩摩上布、能登上布等）の台頭、原料である東北産青苧の高騰、地元における木綿産業の隆盛とその影響による紬績糸^{かせぬき}生産の停滞、などの外的要因を挙げることができ一方、(5)にあげたような内的要因によって、市場の変化に対応する弾力性をもてず、その衰退をはやめた。

木村論文においては、例えば奈良晒生産の地域的広がり、あるいは産地間競争などについての具体的様相、また木綿産業の進展ほか市場の変化やそれとの相関性についての分析など、個々の幾つかの問題について詳しくは検証されていないうらみは残る。しかし、産業としての奈良晒、即ち近世期を通じての奈良晒業の動向について、その骨子はほぼ語り尽されている。

筆者においても現時点でこれに付加し得る余地は少ないのであるが、ここでは少し視点をかえて、織物としてみた奈良晒という観点から若干具体的に述べてみたい。

2. 奈良晒布の資料

江戸時代における確実な奈良晒布は、これまで徳川美術館所蔵の「南都曝」の朱印が押された白布の浴衣^{註⑦}1点だけしか知られていなかった。

元来、染織資料はかなり保存条件が良好でない限り遺存しにくい脆弱な素材である上、麻や木綿といった素材は様々に使い回され、流転を繰り返して最後は接ぎあて布や雑巾、壁下地の貫伏布などとして切り刻まれ、焚物になってその一生を終えてしまうことも多く、その遺品は限られている。

奈良晒の場合は、最盛期には40万疋を越える生産量を誇り、麻織物のいわばブランド品として上級武士や富裕町人の上下や帷子などに用いられていたため、染織品としての美的

価値を得て美術館・博物館等の数多くのコレクションの中に現存している可能性は高いと思われる。しかし、布地自体からその年代や織られた産地を客観的に検証する方法は未だなく、判断の仕様が無いのが現状である。

当民俗博物館では、平成12年度に特別展「奈良晒—近世南都を支えた布—」を開催したが、その最も大きな成果の一つは、新たに発見された8件の奈良晒布を展示することを得たことであった^{注⑧}。

確認の手掛かりは、その織端に捺された朱印であった。この朱印は奈良晒にとって特別な意味がある。奈良晒は慶長年間、徳川家康への献上を契機に慶長16年、家康の上意によって布の長幅丈尺が定められ、これを改めた上でその布端に「南都改」の朱印を押すこととなったという。朱印のない晒の売買は、京都、大阪、堺の三都においても禁止され、印ははじめ当時の奈良奉行大久保石見守が、具足師の岩井與左衛門に命じて押させたと伝えられるが、その2年後にはこれを停止し、晒屋仲間で押すこととなり、以後幕末に至るまでこの制が堅持された。晒の表印の朱印は、平布、^よ縷布2種類（後述）あり、長1寸4分×幅7分（約4.2cm×2cm）の方印、平布は中央に「南都曝平大工曲」向かって右に「長六丈七尺五分」左は「亘壹尺壹寸」の寸法を配す。縷布では同様に「南都曝縷大工曲」としその長幅（長けは平布同様、幅は壹尺五分）を刻す。この印は般若寺方、疋田方両晒屋に与えられた。また寛永14年朱印押役人の制が新たに定められ、裏印として役人の印（般若寺方は「ハンニヤシ／作兵衛（花押）／卯正月吉日」、疋田方は「ヒキタムラ／忠右衛門（花押）／酉十二月吉日」）、晒屋銘々自分の印形を一つ捺すことになった。明暦3年、今までの晒屋仲間による検査・押印に加え、橋本町の判所で惣年寄が晒す前の布（生布）について長幅検査を行い生布の表判として「極」印を、裏判として「奈良町年寄」の漆印を捺す制度が始まる^{注⑨}（ただし、この印は晒を行うと消えてしまう）。さらに享和2年、奈良晒の長幅が守られていないことに対する処置として晒し終えた布に「なら町年寄」の藍印を押すことが定められた^{注⑩}。この印は朱印とともに残り、年代を分ける手掛かりとなる。

以上が、文献上知られるところであったが、実際にこれが、奈良晒が衣類等に仕立てられた後にも裁ち落とされずに残る場合があり、奈良晒布の判定に有効な手段となり得ることがわかった。以下にその概略を記す。なお、展示することは得なかったが、調査の過程で徳川美術館の御好意により上記奈良晒の浴衣を拝見する機会を得たので併せて紹介する。これら全体を通していえることは、当然ながら一口に奈良晒といっても品質による等級分けや用途等による使い分けがあり、糸質や密度、そこからくる風合いにかなり違いがみられ、一様には捉えることができないということである。



写真1 南都晒朱印印形見本（前田家文書）

(1) 白麻地浴衣 徳川美術館所蔵

同資料には「南都曝」3文字の朱方印（13×33mm）が裾と袖内2ヶ所にみられる^{註⑩}。奈良晒最初期の献上品と思われる。奈良晒の由来書では、慶長¹⁶⁰⁶11年奈良町総年寄が京都伏見在城の徳川家康に対して晒布20疋を献上、翌年、駿府へ年頭御物礼としての献上が行われた。これを契機として年頭・八朔御礼の献上が始まったといい、またその後、奈良晒布が「御用布」として多数、幕府に納入されることとなった^{註⑪}。

部分により多少があるが、1センチ間に経27～29本、緯は21～22本、経には撚りがかかり、緯は殆ど撚りがみられない平布である。数ヶ所に晒しきれなかったサビがみられる。ちなみに、このとき併せて同時代の「薄水色地大蟹文様麻浴衣」^{註⑫}を拝見したが、経緯ともかなり強い撚りが掛かっており、両者が表情の全く違う布であったのは驚きであった。

(2) 帷子用晒地切見本（写真2） 吉岡幸雄氏所蔵^{註⑬}

包紙に「大殿様御召料平御帷子晒地切本」とあって、織り端等切地13点が収められ、うち8点に、「南都曝平大工曲・・・」の朱印、或いは「吉城川・御曝師吉城正眞」「般若寺・松本則昌」などの晒した場所、晒屋の名前のわかるものが含まれている。当時の朱印の印形やどのように捺されていたかを具体的に示す好資料でもある。包紙に嘉永¹⁸⁵⁴7年の年号があり、布には「安政二卯三月染出御事」「浅キ（浅葱）」等染色を示す墨書も残る。

何れも経緯とも殆ど撚りがなく、1cmに経26～35本／緯28～50本という精緻な布で、奈良晒布としても最上級品に位置するものであることは疑いがなく『呉服類名物目録』^{註⑭}（以下『名物目録』と略す）等文献に「極上御召晒」の名のみえるのがこれにあたると思われる（御召晒については後述）。

(3) 吉田真一郎氏所蔵資料^{註⑮}

①浅葱地木目文様火事装束 火事羽織、胸当、帯紐の三点セット（写真3、4）。上布に空染を施す凝ったもので、上級武士の所持品だったことを窺わせる。生地全体に呉（豆汁）

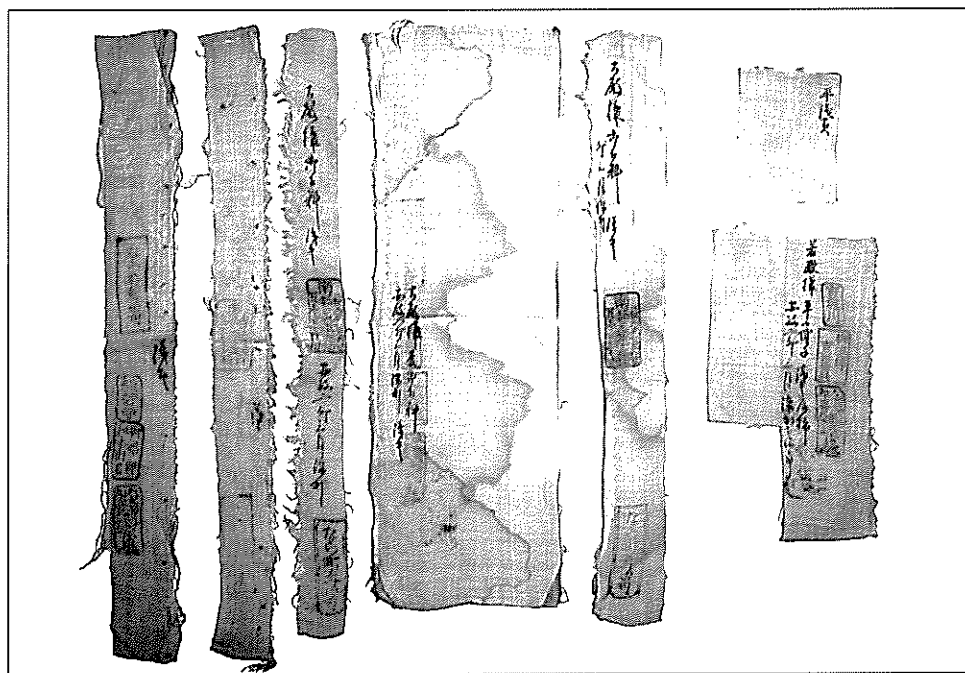


写真2 帷子晒地見本切（奈良晒布） 吉岡幸雄氏所蔵

を掛けたためと思われる強張りがある。

同資料で特に注意をひくのは、胸当の下端ほぼ中央部分に朱印約2/3が表に現れるように仕立てられていることである。意図的に遺されたものと受取れる。

②空色麻地覆布(写真5) 仮に覆布としたが、用途は不明。二幅に跨るように大きく丸に四ツ目の紋を描いてこれを途中まで接ぎ合わせる。両方の下端部に朱印がのこる。ただし、藍による染織のため文字は充分確認できない。経糸の太さや質がまちまちで、他と比べると目も詰んでおらず生地自体は雑な感じがするが、藍の発色が見事に澄み、白く抜けた紋も冴えており、晒技術の重要さがよく理解できる。

③縹麻地車文様袴(写真6) 袴地用として織られたためか、目が詰み地厚な感触である。経糸の撚りも他の6点に比して強い。朱印は紐の折り返し部分内側に残されていた。

④白麻地切布(写真7) ヨーロッパ更紗袋物の裏地として使用されていた。

⑤和更紗紙入裏地(写真8) 白生地で和更紗の紙入の裏地に使用されている。口の折り返しの内側に朱印の一部と「なら町年寄」の藍方印が確認できる。

⑥白麻地帷子(写真9) もと東京都内の某神社に所蔵されていたという。幕末～明治初期のものと思われる。襟部分内側に朱印の下部が縫い込まれていた。晒布の純白を生かし、丸に酢漿草の紋を配する。

⑦浅葱麻地切布(写真10) 打敷の裏地として使用されていたもの。朱印はなく「産物奈良晒布」の藍方印が捺されている。この印は江戸時代の文献には見当たらないが、明治17年発行の『大和名勝豪商案内記』^{註⑩}水門の晒屋大西満三郎、及び般若寺町古川弥三郎・松本好太郎の項に同様の印形が掲載されている。

図表2 これまでに確認された奈良晒布(江戸～明治初期)

*すべて平布

	名 称	所蔵者	寸 法 mm	備 考
(1)	白麻地浴衣	徳川美術館	1400×1115	朱印「南都曝」(2ヶ所) 糸密度経27～29×緯21～22(本/1cm)
(2)	帷子用晒地切見本 包紙 「嘉永七寅十一月改 大殿様御召料 平御帷子晒地切本 并 晒地切本 御特用場」	吉岡幸雄氏	①45×364 ②40×339 ③95×180 ④110×338 ⑤28×358 ⑥32×372 ⑦32×358 ⑧31×340 ⑨89×161 ⑩191×111 ⑪58×73 ⑫75×55 ⑬27×55	①朱印「般若寺」「御晒師松本則昌」「ハンニヤン作兵衛」、 藍印「なら町年寄」 ②墨書「大殿様御召料 浅キ 卯三月御 付」、朱印「南都晒平大工曲…」、藍印「なら町年寄」 ③墨書「若殿様平御帷子 浅キ 安政二卯三月染出シ御事」、 朱印「吉城川」「御曝師吉城正眞」「ハンニヤン作兵衛」、他 に黒印(問屋の印か?) ④墨書「大殿様夏御召料 安政二卯 三月染出シ 浅キ」、朱印「吉城川」「御曝師吉城正眞」「ハン ニヤン作兵衛」⑤墨書「大殿様御召料 浅キ 安政二卯三月染 出」、朱印「南都晒平大工曲…」、藍印「なら町年寄」 ⑥墨 書「浅キ」、朱印「南都晒平大工曲…」、藍印「なら町年寄」 ⑦墨書「浅キ 夏 ア」朱印「南都晒平大工曲…」 ⑧墨書 「大殿様御召料薄浅キ卯三月」⑨藍印「なら町年寄」 ⑩墨 書「平浅黄」 密度：34×50～29×28(本/1cm)、経が高密度の傾向、経・ 緯とも無撚糸使用
(3)	① 浅葱麻地木目文様火事装束	吉田真一郎氏	羽織1070×1250 胸当 575× 315 帯紐1740× 49	密度：21～22×21～22(本/1cm) 経緯とも殆ど無撚糸
	② 空色麻地覆布	〃	1500×645	密度：18～23×15～23 糸質・撚り等一定せず
	③ 縹麻地車文様袴	〃	755×580	密度：25～27×30～31 経撚糸43～44回/10cm
	④ 白麻地切布	〃	870×315	密度：20～21×21～22 ルーベ観察では殆ど無撚か?
	⑤ 和更紗紙入裏地	〃	180×73	密度：26～29×23～24 経緯とも殆ど無撚糸
	⑥ 白麻地帷子	〃	1474×1290	密度：26～27×24～25 経撚糸14～15回/10cm
	⑦ 浅葱麻地切布	〃	546×337	密度：22～23×22 ルーベ観察では殆ど無撚か?

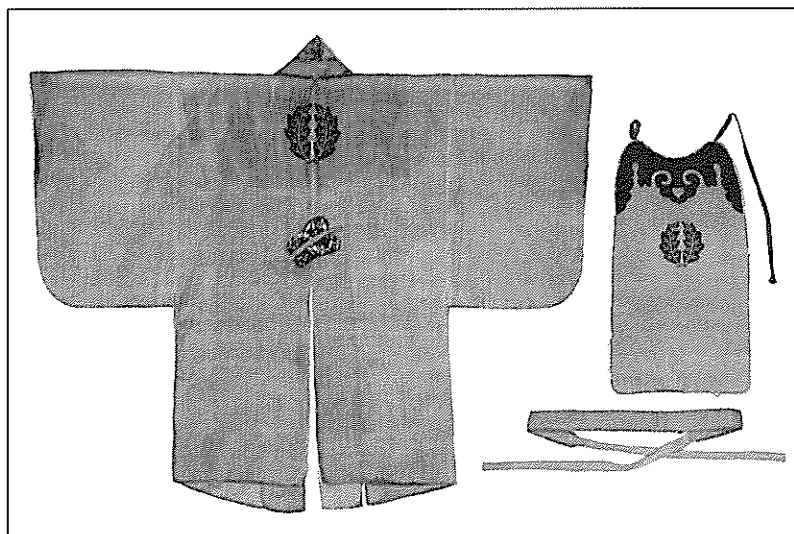


写真3 浅葱麻地木目文様火事装束 (吉田真一郎氏所蔵)

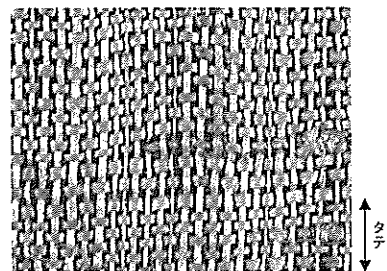


写真4 同左 (布地拡大)

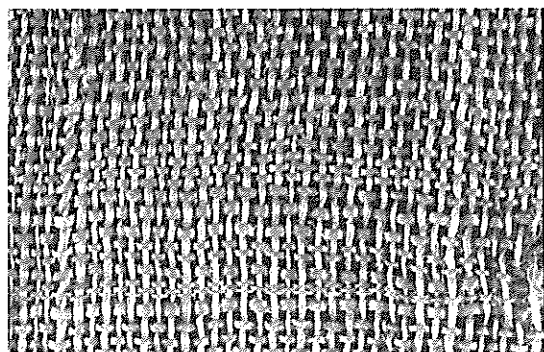


写真5 空色麻地覆布 (布地拡大)

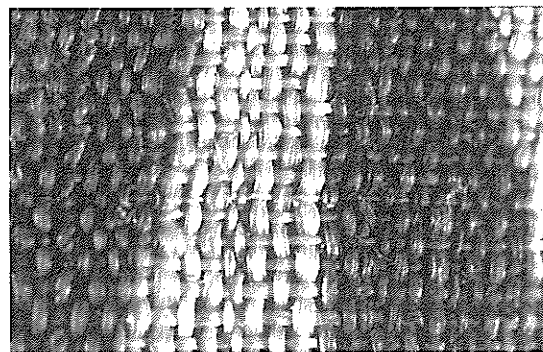


写真6 縹麻地車文様袴 (布地拡大)

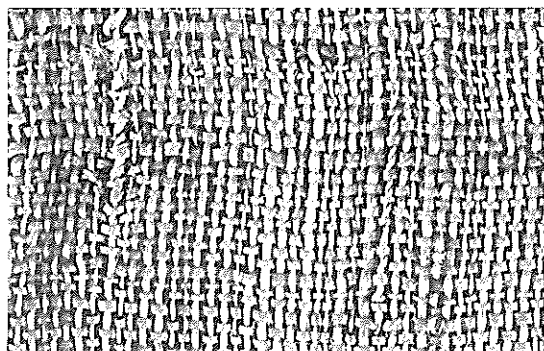


写真7 白麻地切布 (布地拡大)

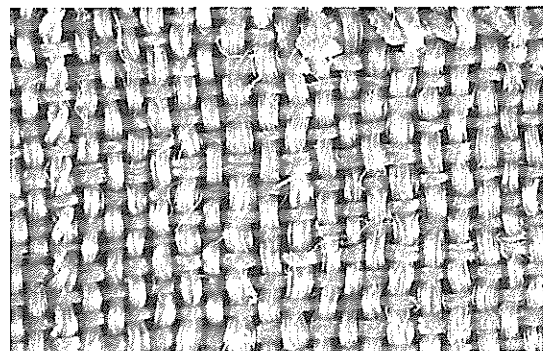


写真8 和更紗紙入裏地 (布地拡大)

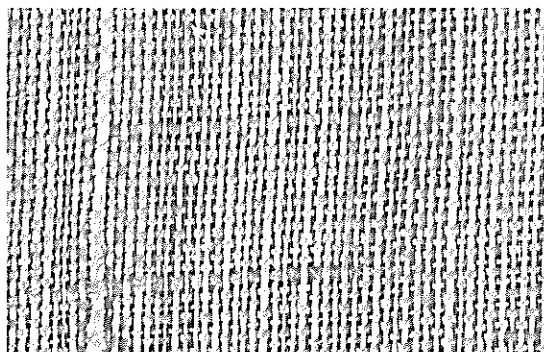


写真9 白麻地帷子 (布地拡大)

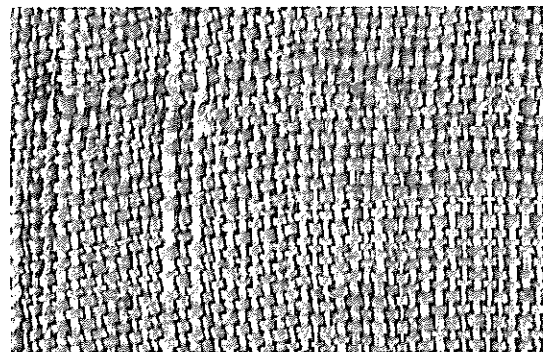


写真10 浅葱麻地切布 (布地拡大)

以上、奈良晒の実物資料9件は、今後の奈良晒布研究の基準資料となろうが、無論これだけをもってその総体を把握することはできない。奈良晒及び奈良で生産された関連麻織物は以下に示すとおり多様かつ膨大であり、さらに広範な資料の集積が課題である。

3. 奈良で生産された商品麻織物

江戸時代を通じて、奈良ではどのような商品麻織物が生産されていたのであろうか。ここで文献の上から整理してみたい。

(1) 晒布

近世を通じて、奈良を代表する商品麻織物は勿論奈良晒であった。

麻織物に晒しを施すことは、古代より一般に行われてきた。それが「奈良晒」とよばれてもてはやされたのは、奈良の晒技術がそれまでにない独自性と水準の高さをもっていたからで、晒しはこの産業の出発点であり、その根幹ともいえるものである。

晒しは、麻繊維自身の持つ色を除去し、染色の発色や定着の阻害要因を取り除く前処理として重要な工程である。また、生地は純白は染め色に冴えをもたらずと同時に、白という色そのものとして重要であった。染料に白という色はないからである^{註⑩}。質の高い白布が希求されたのは、麻織物文化の担い手ともいべき武家・庶民文化の台頭、これに伴う小袖形式や上下など新種の服飾スタイルの登場と発達、衣料需要の増加、それらに対応する染色技術の向上等であろう。絹のように織りによる文様変化を求めにくい素材である麻織物には、白生地への加飾技法の発達が不可欠であったが、例えば型染は、春日大社所伝の国宝、伝・源義経奉納籠手（実際には南北朝頃のものだと推定されている）を初見とし、室町末～江戸初期の武将が着用した衣裳等の中に優れた遺品がのこされており^{註⑪}その発達の様子を窺うことができる。また、絞り、描絵、刺繍、摺箔などの技法を用いて自由闊達な文様を描き出し、当時の染色技術の多様性と水準の高さを物語る辻が花も、15世紀の終わり頃誕生したといわれる。現存する遺品の殆どは絹（練貫）であるが、文献上では帷子と結びつけられることが多く^{註⑫}、その始まりに於ては麻に施された加飾技法ではないかとも考えられる。中世の奈良は、隣接する京都とならんで染織技術の先進地域であり、染織に関わる座も数多くあった^{註⑬}。そのような環境の中、¹⁵³²⁻¹⁵⁵⁴天文年間には紡織と晒工程の専門化を窺わせる記録がみえ^{註⑭}、さらに¹⁵⁹¹天正19年の記録には「般若寺サラシヤ」の存在を知ることができる^{註⑮}。

■本晒布

奈良晒とは元来、奈良の晒屋がその優れた技術によって晒した白布のことを指した。当初は、市井の女達の織る雑多な布が持ち込まれることも多くあったと推測される。

また、¹⁶⁸⁶貞享3年の晒問屋の口上覚書に「中坊美作守様御奉行ノ御時（¹⁶³⁸寛永15～¹⁶⁶³寛文3）当初晒屋ニ而唐布大分さらし申候ニ付当所晒問屋ノ御訴訟申上候ハ当村ニ而唐布さらし申事奈良晒と唐布と同事之様ニ罷成候間御留被為下候様ニと御願申上候ニ付当村ニ而唐布さらし申儀御法度ニ被為仰付候」とあり^{註⑯}、晒屋の扱う布に大分輸入布の混じていたことが窺える^{註⑰}。

「潔白雪の如し」（『和漢三才図会』^{註⑱}）と賞されたその晒法は、『名物目録』によると①水で糊を洗い落として日に干した後②一番灰汁につけ、一兩日浸けおき、③それを釜にに入れて灰汁でたく。一日たいて、その夜は釜に浸け置き、④川辺で白に入れて搗く。水で

2, 3度洗い、何遍も搗いては日に干し、かわいたら灰汁を何度も掛ける、というもので(ただし文献により違いがある。後掲図表5参照)、晒し上がるのに旧暦3、4月より7月までは天気が続き急ぎの場合で20日、8、9月より1、2月迄は30日程度かかるという。

技法的にはこのような晒を施した布が「本晒」なのであるが、制度の上からは、幕府の保護統制の対象となり、その証となる朱印を捺された布、長幅の定められた縷、平2種の晒布を指すものといえよう^{註⑩}。平布と縷布とは績(緯)糸の糸拵えによる違いである。平布とは績糸に撚りをかけない「平績の績」を用いるもので、平布に対して経緯ともに撚糸を用いる布を「縷」とよぶ。平布の登場は画期的なことで、以前は麻布といえれば専らこの縷布だった。^{1596~1614}慶長期より奈良で始まったものといわれ、奈良晒の紡織上の一番の特色といつてよい。^{1673~1680}延宝年間頃までは縷布の方が生産量が多かったが、その後平布が8割方を占めるようになり、縷布は殆ど作られなくなっていったという^{註⑪}。

幕府からはじめこの本晒を許されたのは、佐保川の晒し場で業を営む般若寺方(のちに能登川巻ノ井、吉城川の水門にも晒し場ができ、般若寺方に属す)と添下郡疋田村の晒屋のみであった。

本晒布は、最終的な製品のよし悪しによって上、中、下に分けられた(『名物目録』)。

また、平布で通常のものより1寸5分幅広のものも作られ「広晒」とよばれた(同上書)。

本晒の中でも特筆すべきは、平布の最高級品とされる御召晒である。幕末の『近世風俗史(守貞漫稿)』^{註⑫}に「夏衣には奈良晒を本とす故に拜領の時服等夏は極上品の奈良晒の御紋付也」といわれるのも、この御召晒であったかと思われる。

御召晒に用いられる青苧は米沢苧の飛切物で、年間4、5駄しか入荷せず、紬は興留、並松(現生駒郡斑鳩町)で、また績糸は郡山(現大和郡山市)あたりで績まれた最高のものを用いた。製織は西大寺村(現奈良市)のみで行われるという(『名物目録』)。既述の吉岡幸雄氏所蔵の切見本によれば、経は1cm間に26~35本、緯は28~50本にも及ぶ細い糸である。また文献からは窺えない最も重要な点は、経糸にも殆ど撚りのかかかっていないことで、製織の困難さ、また製織に耐えうる高度な苧績みの技術をそこに読み取ることができる。糸も布も百人のうち十人がこれを作れるかどうかであるといい、糸が細いため、夜になると織ることができないこともあって、標準的な布(中平)1疋で10日~12日ほどかかるところを、御召晒用の布ではひと月に1疋~1疋半ほどしか織れない。

この布はまた、晒すときも釜入れの回数を多くし、次布(一般の晒布のことか)を袋にしてこの袋に入れて灰汁でたく。臼へ入れて搗くときも、袋に入れて行い、干すときは、次布を下に敷き、其上へ干すなど、布に疵ができないよう常に気をつけて丁寧に扱われた(以上『名物目録』による)。

『近世風俗史』には奈良晒の価格は3、40匁~金1両ほど、越後縮は5、60匁~8、90匁、薩摩上布(恐らく紺緋)は金3~5両から6、7両とあり「奈良も御召等は貴価精製なるべし」と記す。

このような本晒布の他、晒の段階によって揉布、半晒布、玉子などの製品もあった。

¹⁶⁵⁷明暦3年、竹花町、肘塚町、紀寺町に居住し、生布揉立(後述)を専業とする揉屋6株が認められ、^{1688~1703}元禄期には「四尺切布晒、半晒鳥類、或は手織、国布等の判なしの調布」を対象に晒を行う免許を得る。さらに、揉屋は¹⁶⁹⁸元禄11年には奈良奉行より本晒を許され(享¹⁷²⁵保10年、一時停止となる)、新たに切晒屋(織損いの幅狭布、切布、他国布、着領布、木

綿を専門に晒す) 5 株も認められるなどして麻布産業の隆盛、大衆化に伴い一般の需要に応える受け皿となってゆく一方、晒屋の特権は侵され、圧迫されてゆく。

■揉布

本来晒工程に入る前処理加工を施した布のことで、『名物目録』では素水に漬けて洗い落とし乾したものとし、つまりは糊落しの工程である。糊落しが雑であると晒しや染めに斑が^{むら}でき疵布となってしまうため、重要な作業である。同書の別項「揉生布」の項及び「布方一卷覚帳」では、「生布を水にて一篇突出し白水に4、5日漬けたものを張り場で張り立てたもの」とも述べる。白水に浸けるという方法で簡略な晒しを施し、このまま商品ともなった。

■半晒

本晒の半分晒という意味で、「水にて突出し候上、あく水に漬け幾篇も晒候上釜入れ致し、壹篇炷出し晒候て張立申儀に御座候」とある^{註⑩}。

■玉子

淡いクリーム色の地色となることからの名称である。半晒法よりさらに手前の段階のもの、すなわち釜入れを行わないもの。延宝¹⁶⁷³⁻¹⁷⁰³~元禄期頃から始まったらしい^{註⑪}。

なお、揉布と玉子は揉屋が行うもので2月~6月の仕事であったというから^{註⑫}、当初は農閑期を利用した半農、半工の業態だったのではあるまいか。

(2) 糸や織り方による工夫

奈良晒以外にも麻織物産地として、幕府の統制の対象とはならない種々の織物が産出されていたようである。

麻布は、絹織物ほど様々な糸使いや織組織を駆使して織地を多様に变化させることはできないが、それでも上記の平布も含め、いろいろな工夫がなされていたことがわかる。

以下『名物目録』ほかの文献に挙がる布を記す。

a. 織り地の工夫

■保多

『名物目録』は「経緯糸とも粕糸(撚糸)を用い、もぢりの入る様できる」と記す。

これと直接連なるものか否かは不明ながら、今日奈良で「保田織」とよぶ布が織られている(写真11)。保田織りは、水切れがよいとして茶巾用の布として織られている。

3枚綜統で仕掛け、緯には手績みの平糸が用いられている^{註⑬}。

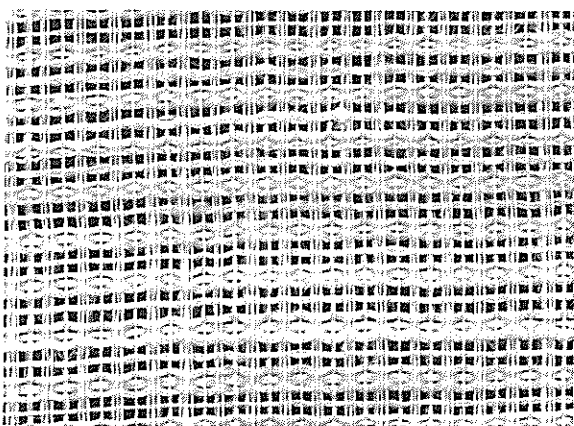


写真11 現在奈良で織られている保田織 (布地拡大)

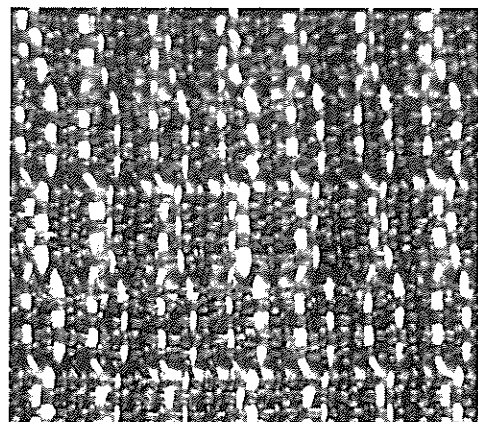


写真12 春日藤布 (布地拡大)

■菱織

経緯共糸を使用。詳細はわからないが、これももぢりの入る様にできるという。

■うね晒

太い糸と細い糸とを入れ交せて織る。生地に畦のような凹凸の変化が生まれる。

■ちゞみ（縮）

糸に強い撚りをかけた糸で織るが『名物目録』は「難しきもの」としており、奈良ではあまりうまくいかなかったのかもしれない。

なお、『毛吹草』註⑨には細美、曝、平布とならんで「縮、嶋布、畦布」とみえ、これらは早い時期から織られていたようである。

■春日野

経糸には吟味した上糸を用い緯糸に生糸を使う。生糸を染めて縞にも織った。

他に水衣とよぶ布もあったという。

■春日藤布註⑩

振織り（紹）の技法によるもので、白地、柳條、絹入、紋紹などの種類があった。

春日藤は、文化14年椿井町の松本與市郎（屋号糸屋）によって考案され、当時の奈良奉行川井越前守久徳のお褒めに預かり、翌年生布数合組頭を経て新規專業を願出、大中（仲）買相談の上10年の専売を許された。さらに文政10年改めて10年の専売を許され、天保4年、奈良奉行梶野良材もこれを賞美し、遂に「御免春日藤布新縞組織頭」として永久に専売権を得たという。天理大学附属天理図書館に、與市郎が製作したと思われる当時の貴重な切見本3点（紺／白の縞柄1点、生布2点）が所蔵されている。

春日藤の技術は、その後西城戸町の清水浪江に伝えられたが、明治25年その逝去によって廃絶したとされる。明治12、3年頃の販売価格は1反7円、当時米2石に相当する高値であった。

b. 先染の織物一島（縞）・かすり（緋）

貞享年間頃までは縷、平の晒が多く、紺糸織の「上晒島のくゝし模様」「古風の格子島」など島（縞）布は稀であったが、元禄年中より色糸の半晒島、或いは揉島、縷島などいうものが出て、夥しく島晒が流行した（『俚諺集』）。

他に赤苧島（『俚諺集』）、袴島（『名物目録』）、生びらしま、桑しま（桑色・すみ茶の縞）、また十もんじ、亀甲入等のかすり布も色々あった（『萬金産業袋』註⑪）。

これら縞織物（緋を含む）は、南都町中で多く織られ、田舎在々では織ることができなかったという。染色は糸で行い、柿（柿）、萌黄は自家で染めるか染色業者に出す場合もある。紺浅黄（葱）など藍染は専ら紺屋へ遣り染めた（『名物目録』）。

奈良島は、江戸時代の洒落本などにもしばしば登場するが『近世風俗史』が「略褻に至は・・・小民及び手代下女等は奈良縞を専用する」と記し、上等なものではなかった。

(3) 生平布

このほか奈良麻布の晒していないもの（生平とよぶ）のまま用いられることもあった。『近世風俗史』に「京坂富民の僕主人に従い出るときは生平に正背一所カチン紋を画きたる帷子を着すを草履取りの習風とす」とある。

4. 奈良晒の紡織—地域的広がりとその特色—

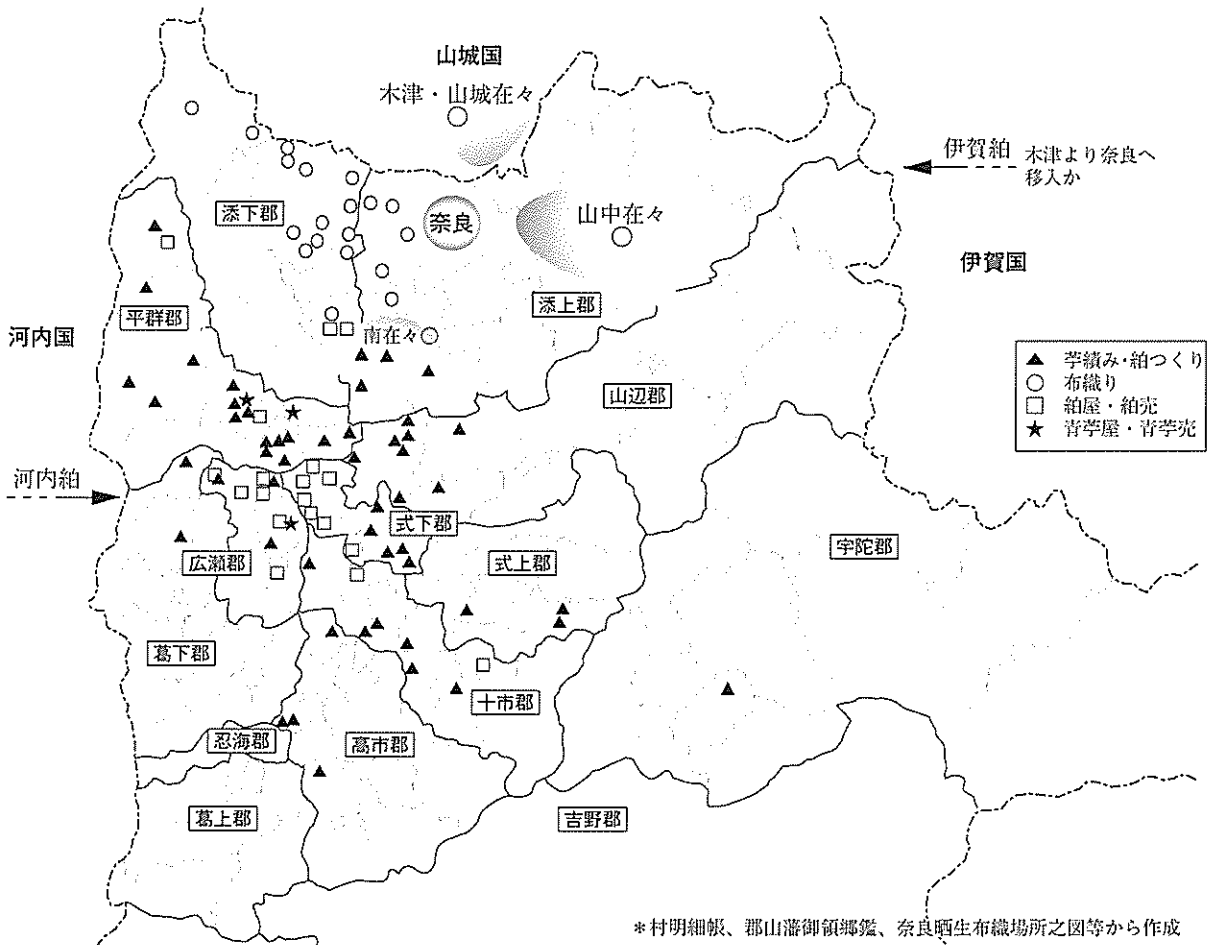
麻布の紡織は、奈良の町や周辺農村の女性達による家内副業として営まれたが、仲間を組織する晒屋や流通に関わる商人達のように具体的な数を直接把握しうる史料は乏しい。

県内各村明細帳などにみえる農間稼ぎの記述をもとに地域的分布を示したのが図表3である。18世紀、享保¹⁷¹⁶⁻¹⁷⁶³～宝暦には、添上、添下、山辺、平群、式下、式上、広瀬、十市、高市、葛下、宇陀郡の一部を含み、奈良盆地中南部にまで広範囲に及んでいたことがわかる。

『俚諺集』には、帛にそれぞれの地域の集積地と思われる地名を冠した「田原本口」「今井口」「桜井口」「奥留（興留）口」の名がみえ、地域ごとにそれぞれ帛の長さや束ね方が違っていった。帛作りはそれぞれの土地で受け継がれた伝統的な方法をもとに行われていたことが窺われる。また、山城帛績、河内帛績、伊賀帛績、加賀帛、播州姫路帛（『布方一卷覚帳』）など他国帛績の使用も奈良晒布生産の拡大期より既に行われていたが、これら種々雑多な糸を用いて品質の揃った布を製織させるには、大量の糸をストックし、その中から同質の糸どうし仕分けしておく必要があり、経緯糸を買い集めて織子に供給し、誂え織らせる帛屋中買（後に誂屋とよばれる）の果たした役割は大きかったであろう^{註⑥}。

織布の分布は、奈良の町を中心に添上・添下郡及びその周辺に集中している（図表3○印）。

当時の機数については、唯一具体的数値がある。¹⁶⁴⁴⁻¹⁶⁵¹正保～慶安年間に隣接する木津郷に晒業が始まり、¹⁶⁸⁶貞享3年、木津に18人の生平問屋株、14人の晒屋株が認められた。そこで「木



図表3 奈良晒の紡織工程における地域的分布（18世紀）

津晒布繁盛ニ付奈良之晒布減少依之貞享¹⁶⁸⁵二丑年冬ヨリ御奉行所へ町中ヨリ御訴訟仕リテ貞享三寅年三月九日江戸へ下ル」として、その停止を求める訴訟のため当時の奈良奉行大岡美濃守忠高に随い晒問屋丸屋彦左衛門以下6名、晒蔵方惣名代井筒屋源九郎、般若寺正田村両晒屋より2名、生布中買4名その他7名の計20名が江戸へ下った^{註⑧}。このとき「機ヲ持候者ヨリ用銀出申候、機一脚ニ付銀五分宛出之」こととなり、その機数が7,762脚であったと伝える^{註⑨}。ほぼ同時期の元禄元年の生布生産高が370,301疋^{註⑩}であるから、単純に計算すると、この機数でフル稼働したとして1脚あたり年平均47、8疋、1疋あたり7～8日前後で織り上げることとなる。

また、18世紀半ば頃の作成と思われる「奈良晒生布織場所之図」という資料がある^{註⑪}。

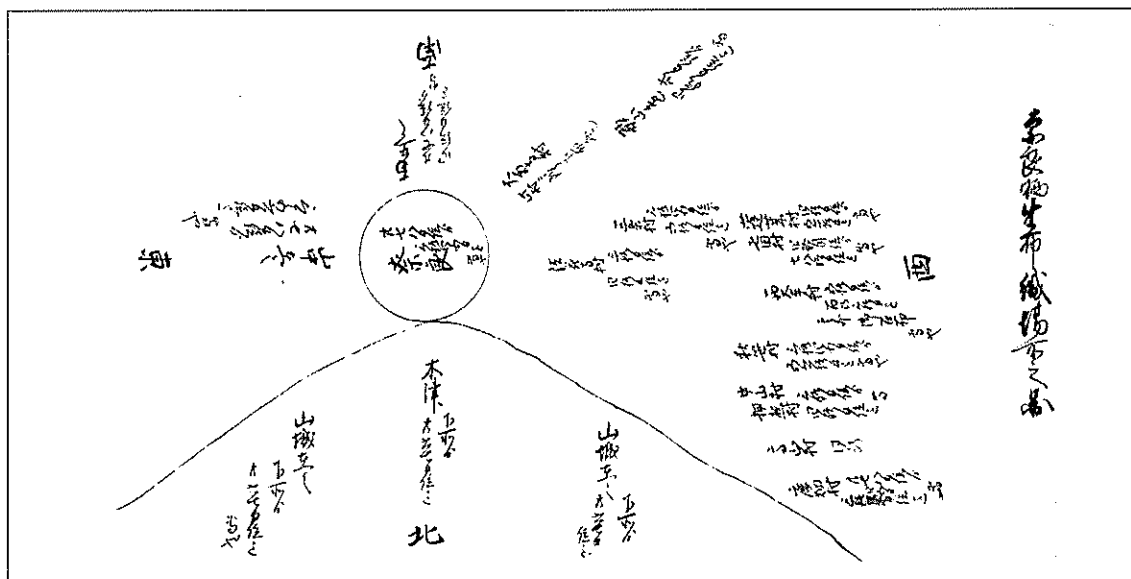
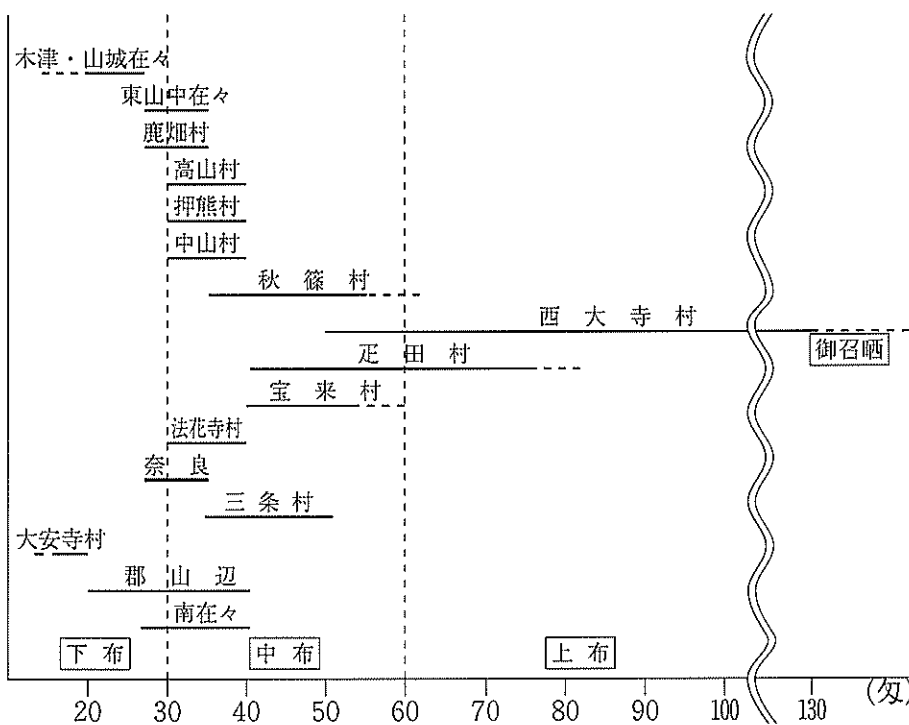


写真13 奈良晒生布織場所之図 (写真提供：天理大学附属天理図書館)



図表4 奈良晒布の価格の地域別比較 (「奈良晒生布織場所之図」より作成)

この図は織布が行われた具体的な村名乃至は地域を挙げるだけでなく、「・・・其大地之水之性ニ随而上中下出来候儀ニテ上糸遣ひト而も水ニ合不申候所ハ何程上手ニ為織候而も上所出来不申候 隣村壹町半町を限其風合上下之自然と上中下之織場所都合仕候事依之往古より一回も無滞買來御事」として布の価格の相場が添書きされ、奈良の町（27、8匁位～34、5匁迄）を中心に西から南にかけては三条村（34、5匁位～50匁位まで）、法花寺村（30匁～40匁位迄）、蓬來村（40匁位～5、60匁位迄）、疋田村（40匁位～7、80匁位迄）、西大寺村（50匁位～120、130匁まで、その他に御召布）、秋篠村（34、5匁位～5、60匁迄）、中山村（30匁位～40匁位まで）、押熊村（30匁位～40匁位まで）、高山村（30匁位～40匁位まで）、鹿畑村（27、8匁位～34、5匁位迄）、大安寺村（此村に限り下布多し）、郡山辺（20匁位～40匁位迄）、南在々（27、8匁位～40匁位迄）、東山中在々（27、8匁位～35、6匁位迄）、北は木津、山城在々（下所より26、7匁位迄）というように、地域毎に織り出される布の質に違いがあることを示している。

平布には上中下の別があり、「中下布出来所は南都町中」という（『名物目録』）からこれを基準に勘案すると下布は30匁位まで、中布は60匁位、上布は70～80匁以上、さらに極上の御召晒用の布は130匁以上のものを指すとみられる（図表4）。織り出す生布のランクに地域的格差があり、特に上手の産地は、特に西大寺村が突出し、次いで隣接する疋田村、宝來村、秋篠村と、地域が集中しているのが目につく。

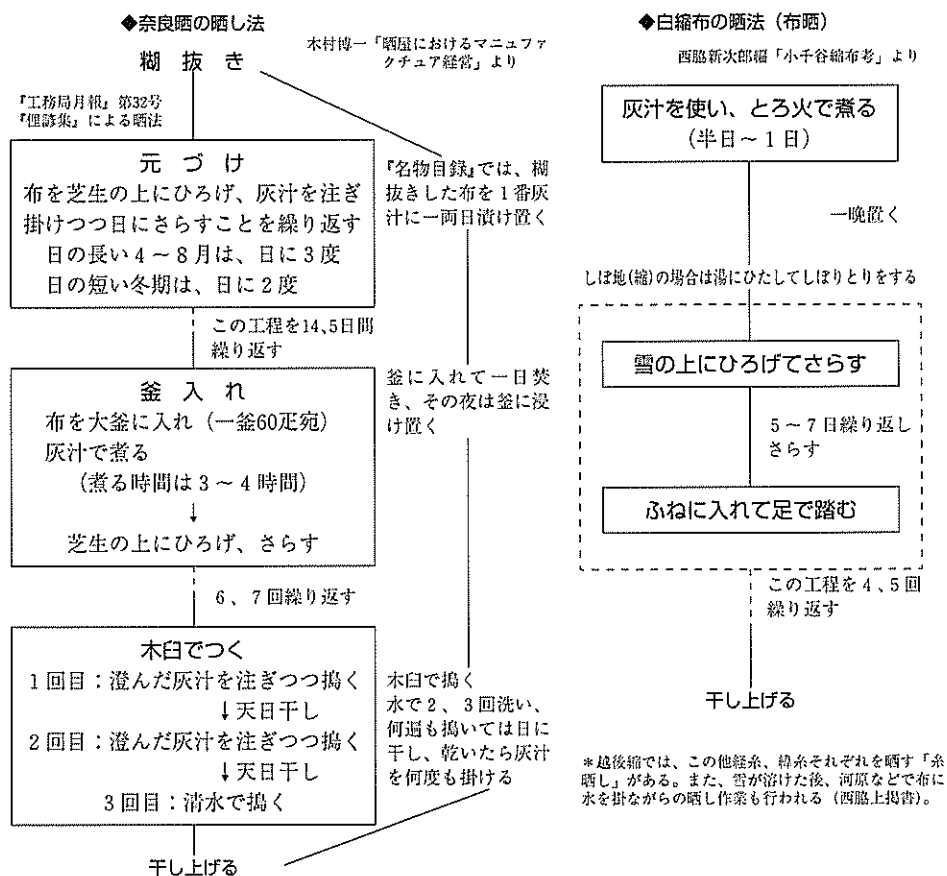
奈良晒の紡織の起源は鎌倉時代、南都寺院の僧尼の衣や袈裟用に、法華寺の尼衆や西大寺周辺の民家の女性達が糸をつくり、織り出したのがはじまりという説がある（『俚諺集』）。この地域に中世以来の長年にわたる織布の伝統があったかどうかはわからないが、西大寺周辺で他所の追隨を許さないとびきりの上布が産出されることと、この伝説は無関係ではないだろう。般若寺方に比して川の水量や干場の確保などに恵まれた場所でもなく、奈良の町から距離があるため不利な条件にあった^{註⑨}疋田村に晒し場が設けられた理由も、或いはこの西大寺周辺の村の織布技術と関連があるかもしれない。

一方、大安寺村は「此村に限り下布多し」とある。『名物目録』には近隣の「辰市ノ郷より縷布（経緯ともに撚り糸を用いる）多織出ス」云々とみえる。縷布は、^{1673～1680}延宝期頃までは盛んに織られたが、商品としての不人気故か年々減少傾向となった。また、田舎より多く織り出し、在郷の中買が奈良の間屋蔵方に持ち込んだという（『俚言集』）。晒賃も縷布は平布より1分安と決まっておき、平布より一段下るものと考えられていた。大安寺村の下布というのも縷布のことを指すのであろうか。

5. 繊維からみた奈良晒布

上述の如く晒布は、様々な地域の人々によって糸が作られ、上～下様々な布が織られたとみられるが、奈良晒布に共通した特徴として捉えられるものはあるだろうか。

このことについて、吉田真一郎は、上掲の奈良晒布と越後縮布を繊維（糸）の比較から検証している^{註⑩}。それによれば、奈良晒と越後縮は、どちらも地域を同じくする羽州産の青苧を原料としながらも、繊維レベルで違いがみられるという。繊維長（糸の結び目から結び目までの長さ）、短繊維どうしの結束の様子とこれを結束させているところの繊維周辺の不純物の有無、短繊維断面の形状や大きさ、細胞壁の厚さ、亀裂の有無及び中空の様子等を比較し、両者の違いの要因を、一つは同地方、同品種の苧麻（からむし）繊維で



図表5 奈良晒と越後白縮布の晒法の比較

あっても採取する個体の成育や採取部位が違うこと、今一つには製造工程における晒法に違いのあること（図表5参照）に求めている。そしてこの違いは結果として腰があり、シャリ感の強い越後縮、これに対して柔らかな風合いの奈良晒という布の質感における違いを生むと考察する。

奈良晒の晒法は、布を灰汁の中で煮たり、何度も臼で搗くなど繊維に付着している不純物を人為的作用によって取り除こうとするものである。そのため糸にかなりの負担がかかり（単繊維同士の結束が弱まり、あるいは単繊維そのものの形さえ崩れてしまう）、繊維の弾力（コシ）を弱める漂白方法でもある。そこでこの漂白方法に耐えうる素材が選ばれ、柔らかな風合いの布が生み出された。そしてこの晒方法は、奈良晒に始まるという「平布」においてその特徴が最大限に生かされると指摘している。

6. 上布の原料 —苧麻（からむし）について—

晒法について先に触れたので、ここでは奈良晒の原料である苧麻の繊維についてみたい。

苧麻（真苧、カラムシ）は、イラクサ科カラムシ属の多年草（宿根性草本）で本州～沖縄の身近な山野にも自生するが、原産地や品種について未だ完全に解明されていない複雑で謎の多い植物でもある。我が国では、古来広義には苧麻布、大麻布どちらも麻布とよび（狭義には大麻布を指す）しばしば混同されてしまうが、植物としては本来全く別種であり（大麻はクワ科の一年草）繊維の取り出し方も違う。

大麻の繊維の取り方は、茎を刈取って煮る、または蒸すといった方法で熱を加えた上、いったん乾燥し、これを水に浸け発酵させて皮を剥ぎ取ったものから、繊維を取り出す^{註13}。苧麻の場合は、刈り取った茎は持ち帰るとすぐ数時間～一晩水につけ皮を剥ぎ取る。剥いだ皮は乾燥を防ぎ青水を流すため再び水に浸け、順次苧引きしてゆくが、これら一連の作業はその間前日の夕方～翌日一日のうちに行われる。長く水に浸けていると腐敗して使いものにならない^{註14}。

余談であるが、大麻は苧麻に比べて繊維を取り出し難く、熱や発酵、ところによっては剥ぎやすくするため横槌でたたきなど、工程上手間をかけ、繊維にも負担のかかる方法を取らざるを得ない。しかし、乾燥までの工程から苧引き工程の間に時間的コントロールが可能であるという作業上の利点もある。苧麻は繊維を取出しやすいが、反面、刈り取りから苧引きまで一気に行わなければならないため時間との闘いであり、刈り取りの好機はごく限られているにも関わらず一日分の皮剥ぎ、苧引きが可能で量しか刈取りが出来ないためにその生産量に自ずと限りがあるのである。

こうして取り出された繊維や織られた布の特徴も異なり、特に上質の苧麻繊維は「絹麻」とよばれる独特の光沢をもつ。また特に「精緻絹の如し」といわれるような緻密な布を織るための細い糸を作るときにその真価を発揮し、太く裂いたときはそれほど差がないが、細く裂いた場合は大麻繊維に比べ毛羽立ちが少なく、均一な太さできれいに裂ける。さらに布に織ると繊細でありながら「大麻布と比べると床の上に落とすとき一段ふわっと浮き上がってくるような」腰の強さがある^{註15}。

苧麻は、平安時代以降の荘園文書には殆ど地域を問わず「在家苧」の文言がみえ、当時は各地で栽培されていたというが^{註16}、その成育は気候土質に大きく左右され、後に『日本山海名産図会』^{註17}でも「近江に種る物其性柔渴なり、東国寒地の物ハ至て強し」^{註18}としているように、腰の強い高品質のものは近畿地方では容易に産することができなかった。近世には、東北地方の羽州（山形）、会津（福島）等が主な産地であった。

栽培種の苧麻の丈は成育すると1.5～3 mにも達する。未熟な茎の繊維は脆弱であるが、成長するにしたがって強さを増す。同時に茶褐色の色素が集積してくる。これは繊維を取ったときも残り、サビとよばれて晒工程によっても色を取り去りにくく布の疵となる。このため強くしかも美しい繊維を取る時期はごく限られており、まず旧暦6月、夏の土用の入り頃より刈り出し、30日間ほどの間に作業が集中して行われる。同じ畑でも畑の周囲の「外苧（端苧）」は茎が早く長けてしまう。その内側の「中苧」は外苧に守られ、日光や風に

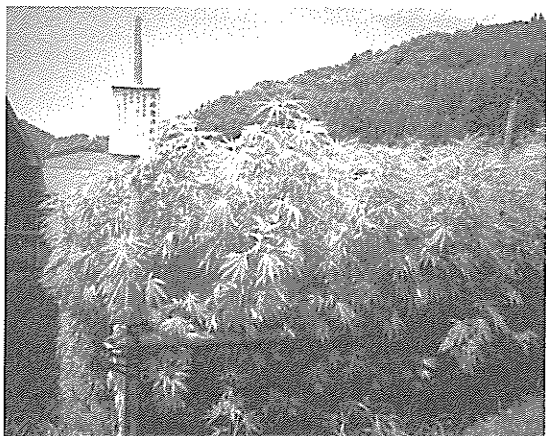


写真14 大麻



写真15 苧麻（からむし）

直接あたって擦れたりしにくいため、さびや疵が少なく繊維が柔らかで衣類の紡織用に適している。中学は成育状態を見極め、長い苧、短い苧、中間の苧とさらに分類される^{註⑨}。また、会津苧では「親苧」「陰苧」「私苧（子供苧）」に分類されている。親苧は最も成長し、脇枝が出ていたり茎の色の不鮮明な太いからむし（長さ4尺2寸とする）。陰苧は素直に伸びて茎の色が鮮明なもの（長さ3尺8寸）、私苧は草丈が短く規格外のもの。繊維はととてもよく、越後縮の仲買人の中には、これだけを買ってゆく者もいたという。子供が苧引きの練習用としたので子供苧ということもある^{註⑩}。苧麻は、1回目の刈取りを終えると、まもなく2番芽が萌え出てき、秋の彼岸前後の頃2番刈取りができる。これを「二番苧」といい、丈は一番苧に比べて短いが、柔らかく上質な繊維が取れる。



写真16 苧麻（カラムシ）の苧引き（福島県昭和村）

苧麻の靱皮繊維を苧引き作業により取り出し、乾燥したものが「青苧」である。繊維が透明な淡緑色をしているからで、時間をおくと次第に淡茶色へと変化してゆく。また、この繊維を産地で晒したものと思われる「白干苧」という名称も記録にみえる^{註⑪}。

『雍州府志』^{註⑫}に「南都の織る所、特に苧を扱ひ」、また『和漢三才図会』に「羽州最上の商麻を績んで布となす。細緻絹の如し」とあるように、東北産の青苧を用いることは奈良晒布の特長の一つとされた。早くも慶長期には羽州産の青苧（最上苧＝村山地方産、米沢苧＝置賜地方産を併せて羽州苧とよぶ）が用いられるようになり、江戸前半期においては羽州苧の大半は奈良晒の原料とされた。そのため別名「奈良苧」とも呼ばれたという（『山海名産図会』）。奈良に入る青苧荷には近世初期～中期にかけて米沢苧は、惣高千駄程（124把を10連1箇とし、2箇20連を1駄とする。1駄は37貫200匁）、うち530駄が蔵苧、残りが商人苧として入ってきた^{註⑬}。そのうち蔵苧は「二つ星」よぶ最上級品と「一つ星」と呼ぶ二つ星より等級の下るものがあった（『布方一卷覚帳』）。

最上苧もほぼ同程度の生産高があった（但し最上苧には蔵苧・商人苧の区別はない）^{註⑭}、

羽州苧は、越後縮、近江上布、越中八講布、能登上布などが勃興してくるとそれらの産地でも原料として用いられるようになるが、それぞれの産地で用いられた苧には同じ羽州苧でも栽培地域や採取・加工方法に違いもあったことが窺える。

越後縮では「撰苧」が用いられた^{註⑮}。羽州米沢苧では二番苧の穂先から3～4尺の部分刈取り、さらにはぎ取った繊維を夜晒しや朝露晒しをして仕上げたものを「撰苧」とよぶ。繊維は薄く苧引きしにくいと透明感があり、サビも殆どないため雪晒のように自然な晒法でも十分な白さが得られる。これに対して奈良へ移出される青苧は根元近くから尖端部分までの繊維をとるため、撰苧に比して1m近くも丈が長く、「長苧」とよばれた^{註⑯}。奈良晒で撰苧が用いられなかった理由は、高値であり、苧の丈が短く苧績みのとき継ぎ手が多くなること^{註⑰}、繊維の柔らかさがその晒法に不向きなこと^{註⑱}が挙げられる。

なお、越後の白縮には会津産が用いられ、特に影苧とよばれるものは極品であるともい

う（『北越雪譜』^{註⑩}）。撰苧と影苧の繊維質は近いものだったらしい。

また、羽州最上苧には間替苧という名もみえ「最初畑之遍よりかり出シ次第第二中へかり留申候畑の遍より最初出申候苧ハ出羽ニ而晒不申を登と申候得者其色青ク候此分間替苧と申候」とあり、京都大坂で績に績み、この績は奈良へ入り、加賀帛と合わせてなミ布（並布か）になるという（『名物目録』）。越中八講布の原料とされる羽州苧は間替苧に限定されていた^{註⑩}。

羽州苧の使用は、奈良晒布生産の要件であったが、他国での羽州苧の使用の広がりとともに遠隔地取引故の不利もあって^{註⑩}、やがてその価格の高騰に苦しむようになる。これに対し天保年間、当時の奈良奉行梶野良材の指示により宇陀郡での青苧栽培を試みようとしているが、ついに成功しなかったのである^{註⑩}。

6. むすびにかえて

以上、文化的所産としての（麻織物文化の中における）奈良晒という視点を念頭におきつつ、奈良で作られた麻織物及びその生産加工、原料等について述べた。

柳田国男の『木綿以前の事』^{註⑩}に次のような一節がある。「我々は麻布といへば一反二十圓もするやうな上布のことをしか思ひ浮かべないが、貢物や商品になったのはさういふ上布であっても、東北などの冬の普段着は始めから、其様な華奢なものではなかった。精巧な少量のものは専ら賣る為に織り、めいめいの着て居るのは太い重い、蚊帳だの畳の縁だのに使ふのと近い、至って頑丈なもので、是が普通にいふヌノであった」。

この初出は明治44年、時を経てライフスタイルも変化し、お年寄りでさえ普段着物に袖を通すことの殆どなくなった今日、麻布とって上布をまず一番に連想するという人はいったいどれくらいあるだろう。

一方、近年しばしば目にする「原始布」という語がある。「人類が太古の時代に作り、用いてきたであろう布のうち、その素朴な姿を残しながら今日に伝承されてきた布類で、具体的には大麻、苧麻、藤、科、梶、楮、オヒョウ、糸芭蕉などの草樹皮繊維で織られる織物」を指し^{註⑩}、自然なるものへの憧憬、手作り嗜好、伝統的な手仕事への郷愁などが緬い交ぜになって、現代人の心を惹きつけている。麻織物といえば、現代では却ってこの原始布というイメージの「太い重い、蚊帳だの畳の縁だのに使ふのと近い」「素朴な」布を思い浮かべる人も多いのではないだろうか。

事物に対するイメージは時とともに変化するが、麻織物のイメージの多様さは、私達との関わりの長い歴史を物語るものであり、その用途の幅広さ、そのときどきにみせる表情の豊かさゆえでもある。

柳田が説いたように、長年にわたって庶民の衣生活を支える重要な役割を果たしてきた麻織物は、中世末より本格的に始まる木綿の国内生産とその普及に伴って国民衣料としての地位は、これと交代することとなった。しかし、通気性、熱発散性がよく、高温多湿な我が国の夏には適した素材であり、木綿にはない独特の張りや感触をもつことなどから、用途を特化しつつ引き続き愛用されたのであった。

武家や都市の富裕町人の礼服、盛装用などとして素材を吟味し、丹念な加工をほどこされた繊細、優美で軽やかな高級麻織物が各地で生まれた。この上布を生み出した技術は、我が国に連綿と息づいてきた麻織物文化の一つの到達点でもあった。そして上布の産地の

中でも最も早くその生産体制を確立したのが奈良晒である。身近では入手不可能な吟味された材料で作られ、今までみたことのないような白さと、平布というしなやかな風合いをもつ布は、当時の人々にはとても新鮮に映ったことだろう。

「近国より其品数々出れども染て色よく着て身にまとわず汗をはじく」（『日本山海名物図会』^{註①}）と評され、上布のスタンダードであった奈良晒も、これとは全く違う透けるような透明感、繊細なしぼ、さらさらとしたシャリ感をもつ越後縮が登場すると「（夏衣には奈良晒を）本とすれども汗出では膚に付易き故に縮布を良とするなり」（『近世風俗史』）と評されてしまう。これは従来、しばしば粗製乱造の咎とされたきた。勿論その一面があることは否めないが、事情はもう少し複雑であろう。服飾と流行、これに伴う消費性向の変化は宿命であり、白く柔らかな麻織物も見慣れてしまえば、さらに新鮮な美しさと着心地をもつ布へと心は奪われる。

吉田真一郎は、幕末の御召晒について「一級の晒布産地である南都は過去のものではなく、少なくとも幕末までは、流通商品としての衰退はあっても高度な技術は依然として保っていた」^{註②}と述べている。実物資料の分析を基にしたこの指摘は、冒頭に挙げた生産高の推移とは別の視点からの奈良晒の評価として一考されなければならない。

ここでは詳しく紹介することができなかったが、木村論文にも触れられている前田家文書の中に「仕用覚」^{註③}と題する晒法を細かく記述した貴重な資料がある。その中でしばしば表れる文言は「・・・すれば地合よからず」ということである。晒は白くなればよいのではなく、布のもつ風合いを殺さないように注意を払わなければならないということである。現代に生きる私達が考えるよりずっと麻布というものに対して鋭敏な世界がそこにあるのではないか。

晒布ゆえ、染織工芸品という範疇の中では単なる「素材」と位置づけられてしまうためか、これまで奈良晒に対する一般の関心は高いとはいえなかった。木村がはじめてその研究に着手して50年がたつが、奈良の地に育まれた歴史的、文化的所産としての奈良晒の理解には未だ余地が残されているように思われる。

註① 社会経済史の立場からの研究として、他に奥田修三「近世後期における都市商人—奈良晒布青苧中買について—」（『立命館経済学』7-5 1958年）がある。

また、紡織技術史の視点からは芳井敬郎の「奈良晒布の織技的変遷—技術伝承よりのアプローチ—」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』第1号 1977年、のち『織物技術民俗誌』染織と生活社発行 1991年に所収）がある。

奈良晒は、明治期以降、まず伝統的晒法が消滅し、紡織工程もその原料が苧麻（からむし）から大麻へ、さらに紡績苧麻糸の使用へと変化を余儀なくされ、一貫した伝統的手法による生産の継続は事実上困難な状況となっていたが、僅かに大麻繊維を用いた手仕事による紡織が奈良市東部～月ヶ瀬村、山辺郡周辺を中心に引き継がれていた。

芳井は、伝承の危機に瀕していたこの紡織技術と用具に着目し、フィールド調査を行い、『奈良曝布古今俚諺集』、『呉服類名物目録』など江戸期の文献と比較しながらその技法及び変遷について報告した。

芳井の調査によって、文化財としてその価値が再評価され、昭和54年（1979）「奈良晒の紡織技術」が奈良県指定無形文化財となり、行政による保存・継承への取組みを促した。

奈良晒生産の明治期以降今日に至るまでのその後の歩みは、稲葉長輝が郷土史研究の立場から月ヶ瀬村を中心に、奈良県（一部伊賀地域を含む）東部山間での展開についてまとめており（『奈良さらし』及び『月ヶ瀬村史』 月ヶ瀬村教育委員会）参考となる。

註② 『奈良学藝大学紀要』1-2

註③ 『徳川時代商業叢書』第1（国書刊行会発行 1913年）所収。奈良の外科医であった村井古道（1681-1749）が南都名産の奈良晒布についてその起源、製法、機具、生産流通に関わる問屋、中買、晒屋など一切について記したもので、奈良晒布に関する根本史料ともいべきものの一つである。

註④ 奈良市多聞町、玉井家所蔵。奈良奉行所与力、玉井貞時とその子孫が元禄年間～明治28年、78冊に亘って著述・筆写したものを一括して『庁中漫録』とよぶ。大部分は貞時が在職中及び致仕後、大和国内の記録・由来書・縁起などを編述したものである。奈良晒については、9「揚麻刀名勝志 添上郡9」、25「和州志

- 序上」、27「序中漫録」（奈良奉行所触達集）等に記述がある。
- 註⑤ 『奈良学芸芸大学紀要』3-3 1954年。
- 註⑥ 地方史研究協議会編『日本産業史大系6 近畿地方篇』所収 東京大学出版会 1960年。
なお、②、⑤、⑥はのちに『近世地方史研究』（和泉書院 2000年）に収められている。以下、本稿における奈良晒業の歴史的経緯についての記述は、特に断らない限りこの3論文によっている。
- 註⑦ 名古屋城小天守閣で「御清メ御大切御長持」に格納され、家康の遺品として伝わる33領の浴衣の内の1領（『徳川家康生誕450年記念 家康の遺産—駿府御分物—』徳川美術館編集・徳川博物館発行 1992年 168頁No.372参照）。
- 註⑧ 奈良県立民俗博物館主催〔会期：平成12年（2000）7月23日～9月24日〕。本展覧会で展示した奈良晒布は、近世麻織物及び靱皮織維織物の研究者である吉田真一郎氏の調査によって発見され、また情報提供をいただいた資料である。
- 註⑨ 「揚麻刀名勝志」添上郡9、「布方一卷覚帳」（奈良教育大学附属図書館所蔵田村家文書）など。後述の吉岡幸雄氏の所蔵資料は、幕末期までほぼこの制が踏襲されていたことを証する（写真2）。
「布方一卷覚帳」（元文2年）は、元禄～享保頃の奈良晒布生産流通組織についての根本史料である（木村前掲書註②）。
- 註⑩ 『大阪市史』巻4上（1912年発行）復刻版 1979年。
- 註⑪ 上掲書註⑦。
- 註⑫ 「奈良晒布御由来書」（前田家文書）、「和州志序上」（『序中漫録』25）。
- 註⑬ 上掲書註⑦ 171頁 No.378。
- 註⑭ 当該資料のくわしい所見、布地の拡大写真は吉田真一郎「奈良晒と越後縮の糸—原料・苧麻の繊維から見る奈良晒と越後縮—」（上掲註⑧『奈良晒—近世南都を支えた布—』図録中に所収）を参照。
- 註⑮ 国立国会図書館蔵。享保18年（1733）11月に記述されたものを寛延元年（1748）10月に筆写。記述者は禁裏、東宮出入りの織屋・仲買。『古事類苑』産業部にその抜粋が載る。
- 註⑯ 上掲書註⑭、但し、資料名称について一部変更を加えた。図表2、備考欄の検撚データは当館奈良晒研究会による（計測：澤田絹子）。
- 註⑰ 川崎源太郎編。同書（奈良之部）には当時の市内の様々な商家や社寺の風景が描かれ、奈良晒では、本文に挙げた晒屋2軒以外に、晒卸商の高坂惣七（南魚屋町）、杉本甚七、石田宗三郎（以上川上突上町）梶幸三郎（北室町）、中川政七（元林院町）、田畑孝七（東向南町）、白井末治郎、上田新八（以上、東向中ノ町）、吉村忠三郎（今小路町）、上田善八（中新屋町）関藤右衛門（高御門町）製墨晒布商の荷阪庄太郎（小西町）の名がみえる。
- 註⑱ 小笠原小枝編著『染と織の観賞基礎知識』至文堂 1998年 69頁。
- 註⑲ 例えば山形県米沢市上杉神社所伝上杉謙信所用の遺品や尾張徳川家伝来家康所用品など。
- 註⑳ 『三十二番職人歌合』（応永年間1393～1527）、『宗五大艸紙』（大永8年 1528）、『日葡辞典』Tcujiga fanaの項など。（『日本の美術』113号「辻が花染」、同264号「染織—中世編—」至文堂）。
- 註㉑ 豊田武『座の研究（豊田武著作集1）』、『中世日本の商業（豊田武著作集2）』（両書とも吉川弘文館 1982年）、佐々木銀弥「中世衣料の生産と流通」（『講座・日本技術の社会史第3巻 紡織』日本評論社 1983年）。
- 註㉒ 『多聞院日記』天文18年5月2日条「白帷子來了、マラー一把半百六十五文、七十文ヲリチン、川文サラシチン、合二百六十八文入了」。
- 註㉓ 『多聞院日記』天正19年5月27日条「甚四郎般若寺サラシヤへ簞入了・・・」。
- 註㉔ 貞享3年3月4日奈良町惣町中より奈良奉行所への口上書。「唐布」とは、ここでは文意から麻織物のことと思われる。「大和名勝志」添上郡9（玉井家文書『序中漫録』）所収。なお『序中漫録』25「和州志序上」には慶安4年（1651）奈良町中より唐布の晒停止についての記録がある。この口上書の文言はこのときの訴訟を指すものであろう。
- 註㉕ 麻織物は、正保末期頃までかなりの輸入量があった。中国からの全輸入織物のうち、寛永・正保期の麻織物の占める比率は26%あり、寛永18年には14.8万反に達した。慶安期以降は減少するが、それでも寛文初期頃まで、平均して2万反に近い数量であった。しかし、同4年には406反、5年には4千反余りに急減し、それ以降は輸入されない年も多くなった。対オランダ貿易でも、寛永・正保期の4年間平均で3.6万反（18年には8.6万反）の輸入があったが、慶安3年以降はほぼ輸入されなくなった。麻織物の輸入が慶安期以降漸減し、寛文4、5年から僅かな反数になったのは、国内生産の増加によって輸入への依存を解消できた結果であろうという（貫秀高『日本近世染織業発達史の研究』思文閣出版 1994年、第1章「近世における生糸と織物の輸入（2）織物輸入の推移 71頁）。なお、輸入布の品質はそれほど高いものではないらしい（同書）。
- 註㉖ 寺島良安編、正徳5年（1715）刊行。
- 註㉗ くわしくは、木村前掲書、註⑤参照。貞享3年3月4日奈良町惣町中より奈良奉行所への口上書、註㉔。
- 註㉘ 『奈良晒布古今俚諺集』。
- 註㉙ 岩波文庫本による。喜田川季莊（尾張部守貞）が天保8年（1837）～慶応3年（1868）頃まで記した風俗資料。原題『守貞漫稿』。
- 註㉚～㉛ 「布方一卷覚帳」。
- 註㉜ 奈良市中之庄町の岡井麻布商店、岡井孝憲氏よりご教示を受けた。
- 註㉝ 岩波文庫本による。松江維舟（1602～1680）編、寛永15年（1638）に成立した俳書。巻4に五畿内七道各国の特産品を列挙する。
- 註㉞ 『工務局月報』第32号 農商務省工務局発行 1884年、藤田祥光氏筆写本『奈良左良志布・蚊帳・襖地』（奈良県立図書館藤田文庫）等。詳しくは上掲註⑭『奈良晒—近世南都を支えた布—』（展覧会図録）及び、拙

稿「資料紹介 春日藤」（『奈良県立民俗博物館だより』第31号 1982年）で紹介した。

- 註⑥ 『家政学文献集成』続編江戸期2所収。三宅也来著、享保17年（1732）序。
- 註⑦ このような誂屋の機能については、越後上布・小千谷縮布保存協会副会長、小河正義氏のご教示による。
- 註⑧ 「大和名勝志」添上郡9（玉井家文書『庁中漫録』）。
- 註⑨ 「奈良佐良志」（奈良県立奈良図書館所蔵藤田文庫）。
- 註⑩ 木村前掲書、註②、図表1参照。
- 註⑪ 天理大学天理図書館保井文庫。この図の描かれた年代、直接の意図は記されていないが、書面の文言より貞享年間以後における木津晒関係業者との争いに関わるものであることが読み取れる。18世紀半ば、城州の織屋をはさんで、木津生布問屋と南都生布中買が対立があった。まず、延享2年（1745）木津生平問屋、晒屋と城州木津・加茂・瓶原三郷の織屋との間で訴訟が起こり、生平問屋、晒屋からの南都生平問屋・中買共が木津郷生平問屋共を取り潰そうと企て南山城の村々布織屋へ布を買いに廻るので、木津の生布問屋に布が集まらず商売に差し支える。ついで織屋が南都方をはじめ何れへの布の抜売、直売することも停止してほしい旨訴えている。さらに、寛延4年（宝暦元、1751）木津生平問屋は南都奉行に対して南都中買の山城立ち入りの禁止を訴え出る。奉行所は吟味中、宝暦2年より南都数合（生布中買）の山城への立ち入りを18人に制限、宝暦3年その他の出入り差し留めとした。その措置に対して同3～4年にかけて、今度は城州3郷の織屋より南都生布中買の山城への自由な立ち入りを許してほしいとの願出があるなど紛糾している（奥田上掲書註①）。おそらくこの件を巡って作成されたものと思われる。
- 註⑫ 例えば前田家文書、文政6年（1823）の「職方不引合ニ付両問屋仲へ出候書付控」に「…水門は勿論ニテ般若寺と競ひても遙か遠方ニ居候私…」云々として商売上の不利を訴える文言がみえる。
- 註⑬ 吉田前掲書、註⑭。
- 註⑭ 大麻の紡織については、『岩島の麻』群馬県教育委員会 1978年、芳井敬郎「フジ・アサ布の紡織技術とその用具」（『織物技術民俗誌』）所収。上掲註①）、栃木県立博物館第65回企画展図録『麻—大いなる繊維—』1999年、ひろいのおこ・長野五郎『織物の原風景—樹皮と草皮の布と機—』紫紅社 1999年、など。
- 註⑮ 平成11年（1999）8月5～6日、福島県昭和村での聞き取り調査による。
- 註⑯ 註⑭福島県昭和村喰丸の五十嵐貞代氏他、また註⑰小河氏からの聞き取りによる。
- 註⑰ 永原慶二『新・木綿以前のこ—苧麻から木綿へ—』中央公論社 1990年。
- 註⑱ 蔭関月著（画とも）寛政11年（1799）刊。
- 註⑲ 同文は、元禄8年（1695）刊『続物類称呼』にみえる。なお、『呉服類名物目録』に「近江晒者志ら苧と申芋ノ性違申候」とあるが、近江布の原料繊維は複雑で、地元産（湖東の村々）、上野、下野、越中、能登方面、東北産など様々な産地から仕入れられたといひ（渡辺守順『近江麻布史』雄山閣 1975）その産地から推して大麻、苧麻の繊維が混在していたと思われる。
- 註⑳ 南陽市史編さん委員会編『南陽市史編集資料第6号 北条郷青苧栽培と青苧商人』1981年。
- 註㉑ 五十嵐一喜氏（福島県昭和村大芦）、五十嵐タイ氏より聴取。平成11年（1999）8月5日。
- 註㉒ 渡辺史夫「近世における最上苧の生産と流通」『山形県立博物館研究報告』第16号 1995年。
- 註㉓ 黒川道祐著、貞享3年（1686）刊行。『続々群書類従』8所収。
- 註㉔ 青苧の取引きについては、奥田修三前掲書註①にくわしい。
- 註㉕ 渡辺前掲書註②
- 註㉖、㉗ 『飯豊町史』上、菊地和博「近世最上川の文化史的考察」（『山形県立博物館研究報告』第13号所収、1992年）など。
- 註㉘ 『呉服類名物目録』。
- 註㉙ 吉田前掲書註⑭。
- 註㉚ 鈴木牧之著 天保7～13年（1836～1842）。『日本庶民生活史料集成』第9巻（三一書房）所収による。
- 註㉛ 渡辺史夫「村山地方における青苧の生産と流通」（横山昭男教授還暦記念会編『山形地域史の研究』所収、1990）、渡辺前掲書註②
- 註㉜ 米沢苧の輸送路は江戸廻りと北国廻りの2路があり、江戸廻りは、米沢から陸送して江戸に至り、江戸から船積みして海路大坂に着け、大坂から川積みで淀川を登り伏見、さらに木津川を遡って木津に陸揚げし、奈良まで陸送するコース、北国廻りは米沢から宮（現長井市）まで陸送して、そこから最上川を下り、左沢で揚げて大石田まで陸送、そこから再び最上川で酒田に至り海路敦賀に向かい、山中新道野、塩津を経て琵琶湖を湖水船で大津に至る。京都三条大橋まで陸送、高瀬舟で伏見へ、さらに舟で木津にいたり、そこから奈良まで陸送された（伊豆田忠悦「青苧と最上紅花」、『日本産業史大系3 東北地方篇』所収 東京大学出版会 1960年）。最上苧も大石田まで陸送して、大石田～酒田まで最上川を下し、あとは米沢苧の北国廻りと同様であった（渡辺前掲書註②）。
- 註㉝ 梶野良材『山城大和見聞録』（『諸国叢書』6所収、成城大学民俗学研究所 1988年）。
- 註㉞ 『柳田国男全集』14巻 筑摩書房 1969年。
- 註㉟ 『別冊太陽No.67 日本の布 原始布探訪』平凡社 1989年。
- 註㊱ 平瀬徹斎編、長谷川光信画 宝暦4年（1754）。
- 註㊲ 吉田前掲書註⑭。
- 註㊳ 宝暦前後（1751～1763）前後に記述されたものと思われる（木村前掲書註⑤）。

『諸国風俗問状答』に現われたまじない 「擡抬擡抬」について

— 近世における怪我・災難除けから蝗の害を避ける呪符へ展開した符字 —

奥野義雄

はじめに

「擡抬擡抬」の呪文をはじめて見たのは、『諸国風俗問状答』であった。蝗の害を防ぐためにおこなわれた呪符が「擡抬擡抬」の札であり、農耕における符呪信仰が近世民衆の間で流布していたようである。

符呪（まじない札＝呪符）以外に、呪文を唱えることや呪歌を唱えることも、くまじない習俗の一つであるが、ここでは、呪符をともなう蝗＝虫害を避けるまじないについて検討することにしたい。

とくに、虫害除けの呪符の一つである「擡抬擡抬」という符字＝呪文のあるまじないが、もともとの呪符の内容、つまりこの呪符で祈願される対象が蝗＝虫害を防ぐためのものであったものか、否かを検討することを主眼としている。

なぜなら、もともとの祈願内容が変化することなく伝承される場合と祈願内容が変化しながら伝承される場合によって、この呪符を受け容れた社会的要求あるいは社会的変質の有無を想定することができる。

また、呪符をともなうまじないを含めたくまじない習俗において、従来の祈願内容と異なり、その変異した祈願内容が一般に流布していることもあり得る。

たとえば、「急々如律令」（「唵急如律令」）という呪文は、本来別の呪文＝符字（あるいは符籙〔呪図のようなもの〕）とともに一つの呪符として用いられていたものであるが、後世（おそらく中世以降か）に至って、「急々如律令」の呪文のみで呪符＝まじないとして、病気や怪我、さらに盗難を避ける祈願のくまじないへと変化していった事象と同じ展開をするものか、否かに関心事がある。

したがって、ここでは「擡抬擡抬」という呪文が蝗^{いなご}＝虫除け祈願のくまじないのみならず、本来的祈願の存否を考えていきたい。

第一 『諸国風俗問状答』に表現された符字「擡抬擡抬」と蝗＝虫送り

蝗に関する「害虫を避けるまじない」というテーマで、以前に紹介したことがあるが^{註①}、『諸国風俗問状答』にみる「擡抬擡抬」の符字をともなう呪符＝まじないについては詳しく触れていなかった。ここでは、「擡抬擡抬」をともなうくまじない習俗と農耕儀礼の一つであるいわゆる虫送りについて検討することにしたい。

そこで『諸国風俗問状答』の各郡・領などの蝗（虫）の害を避ける行事内容を見ると、「蝗ある時は、銘々松明を照し、鉦・太鼓にて念仏し、（中略）送り候事も御座候」（「備後国品治郡風俗問状答」^{註②}）、「稲に虫付きたる時は、鐘・太太鼓をうち、拍子を取り、虫の名を呼び（割註略）何虫おくるは、何むし送るは、と百姓大勢高声にはやし唱へ、松明をふり立て、夜々虫を追ふ」（「若狭国小浜領風俗問状答」^{註③}）そして「蝗をおふには松多

くとほし、鉦、太鼓打ならし貝吹立、大勢むし送りと同音に唱へて田の中を行き」（「越後国長岡領風俗問状答」という記載に見るような状況である^{註④}。これらの各郡・領における蝗（虫）を避けるまじないは、いわゆる呪符をとまなうものではなかった。

言い換えると、鉦（鐘）や太鼓、さらに法螺貝を用いたものであり、国・郡・領によっては祈祷札や百万遍念仏に使う数珠が用いられる。そこには、札・数珠などに呪術的要素が備わっているとす近世民衆の思惟を読みとって、「蝗を避けるまじない」という項目が表現されたのであろう。

しかし、「淡路国風俗問状答」の蝗風等を避ける呪の事の項には、次のような呪符＝まじないが記載されているのである。すなわち、

鳥飼下村実盛の社、六月初亥日蝗除祭にて、鏡餅・洗米・神酒等供ふ。左の守札を参詣人受戻り、田畝に建つ。鳥飼上中下三ヶ村は右亥日に虫送をす。

擲 拾 擲 指

右実盛社守札の事、乗穂録にも見えたり。^{註⑤} 糺合せ見るへし。

鮎原組の村々には呪の歌あり。

へちちとらを、虫といへとも米つくり、天が下なる人を育て

へ百姓は、いつち大事の物じゃぞよ、人の命の種を植れば

此二首の歌にて呪ふ。此外 五月毛付前後、和州大峯山・金剛山など参詣し、牘を受戻り、田畝に立置事、所々に有。風除の呪はなし。

とあり^{註⑤}、実盛社の守札、すなわち呪符が虫送りに用いられていたことがわかる。また、鮎原の村々では、二つの呪歌が虫送りに用いられていたことも窺える。

この「擲拾擲指」という呪文・呪符は、近世・江戸時代後半に農耕で重要な時期に発生する蝗（虫）を避けるために用いられていたようであるが、『諸国風俗問状答』の各国・領・村の風俗問状の答からはほとんど窺うことはできない。「淡路国風俗問状答」のみが、「擲拾擲指」という呪文・呪符を田畝に立てることを記述している。

近世において、各国・領・村ごとに農耕にかかわる行事でおこなわれていた〈まじない習俗〉ではなく、淡路国（現・兵庫県淡路島）のみの〈まじない習俗〉であったのであろうか。

言い換えると、近世における農耕の行事で、各国・領・村の地域でおこなわれていた〈まじない習俗〉ではなく、淡路国における特有な〈まじない習俗〉であり、日本各地に存在しなかったとも想定できよう。

そこで、『諸国風俗問状答』からは窺えない以上、これ以外の近世史料から次に窺っていくことにしよう。

註①～④ 平山敏治郎校訂『諸国風俗問状答』（日本庶民生活史料集成 第九巻所収）

註⑤ 平山、前掲書。

同書の「異本淡路国風俗問状答」にも、「擲拾擲指」の呪符のことが同様に記載されている。すなわち、鳥飼下村に実盛社有之候。六月初亥日。蝗除祭とて参詣人守札を受、田畝に建申候。鳥飼上中下三ヶ村は亥日虫除候。

擲拾擲指 此通見へ申候。

とあるが、呪文の文字（符字）が異なる。おそらく「揜抬揜指」の誤字（異字かもしれないが）と考えられる。つまり、「揜」が「揜」、「抬」が「抬」、「指」が「指」に書き替えられているのである。

第二 近世史料に記された呪符＝符字「揜抬揜指」をめぐるまじない習俗

『諸国風俗問状答』の「淡路国風俗問状答」にかぎって明示されていた「揜抬揜指」という符字のある呪符が、近世において、蝗（虫）害除けとして民間に流布していたいわゆる〈まじない習俗〉であったものか、否かは、「淡路国風俗問状答」の事象の記述のみでは判断しがたい。このことはすでに述べたとおりである。

そこで、近世に書き留められた紀行文や随筆などは数多く刊行されていることから、これらの史料から符字「揜抬揜指」の民間流布の状況や呪符のもつ効力の対象について探っていくことにしよう。

近世の随筆の中には、『諸国風俗問状答』（主に「淡路国風俗問状答」）の行事習俗やまじない習俗と同様な記載がいくつか見出し得る。

とりわけ、呪文＝符字「揜抬揜指」のある事例を二・三例ほど、ここで掲げていくことにたい。

まず、二・三の近世随筆集の事例を繙きながら、呪文＝符字「揜抬揜指」が、近世社会の各地域にあったものか、さらにこの呪文をもつ呪符が蝗（虫）害にどのような呪力・効力をもっていたものか探してみよう。

一つ目の事例として、岡本保孝の『難波江』を挙げてみることにしよう。同書（巻之六）の「揜抬揜拐（裕楡橋揜）」の項を見ると、

此四字いかによみ、いかなる意にかと問ふものあり。知らずと答ふれど、強くとふ。（中略）此事をおろへ書付けたるものあり。今こゝに抄録しておきたるかぎりを下にいふべし。

江城年録〔寛永二年三月晦日〕公方様台徳君葛西へ御成、其日無双之大鴈一羽、御鷹取候て参り候。右の鴈の胸に文字形四ツ有り。其文字者裕楡橋揜。如斯之文字有之。誠に不思議成事也。」大久保西山筆記紀州御家中にて殺生に罷出、鉄砲にて雉子を打申候処、中り不申。（中略）後には其雉網にてとらへ吟味いたし候処、羽がひの下に左の通りの文字有之、札付け有之候由、依之右交字的角のうらに張り、弓鉄砲にてためし被仰付候処、兎角当り不申不思議なる事と申候由、矢除の守にて可有之哉と被存候、

揜抬揜拐

或人云、此文字文昌帝君の覚応篇にあり。読やうサンバラサンバラ、平田篤胤いはく、此文字感應篇なし。乗穂録巻下〔寛政年中尾張岡田挺之著〕、筑前福岡の封内にて鶴を捕へしに、其翅に小牌あり。揜抬揜拐の四字あり。これ長命の符字なるべしと写して佩びたり。又淡路の何がしとやらん云ふ寺に、斎藤実盛の位牌ありて、その背にも此四字あり。（中略）近き頃江戸にて此符佩びたる人、馬より落ちて堀の内へまるび入りしに、少しも毀傷せず。それより此符おぶる事世にはやりしなり。」

とあり^{註⑩}、若干長文にわたったが、「揜抬揜拐」という符字＝呪文がどのような呪力をもっていたかが窺える。

また、正しいか、否かは明確にしがたいが、符字「揜抬揜指」（ここでは「揜抬揜指」「裕楡橋揜」「揜抬揜拐」などの異体字があるが、便宜上、同一視しておく）の読み方、つま

り「サンバラ サンバラ」と称していたことがわかる。

さらに、「淡路国風俗問状答」にみる実盛社の守札についても明示されている。『難波江』では、淡路の某寺院内にある実盛の位牌裏面にこの符字が記載されていたことになっている。

言い換えると、この符字「揜拾揜拾」には、『難波江』によるかぎり、①矢除けの呪力をもつこと、②長命（長寿）の呪力をもったものであること、③怪我・災難を避ける呪力をもっていることが窺える。しかし、すでに見た「淡路国風俗問状答」の蝗（虫）害を除ける呪文＝符字として「揜拾揜拾」が用いられていたという記載は、『難波江』にはなかった。

さらに、いかなる意図によって、小牌や位牌（裏面）にこの符字が書かれていたものかは明確にしがたいが、「淡路国風俗問状答」に見る蝗（虫）害除けの呪符として「揜拾揜拾」が用いられた要因は、『難波江』に明示されている「斎藤実盛の位牌あり、その背にも此四字あり」という文言にみる実盛＝符字（まじない）⇒実盛＝虫送り〔蝗（虫）除け〕のまじないという構図が想定できる。

言い換えると、現行の虫送り行事に「サネモリさん」と呼ばれる藁人形が用いられることと、このサネモリと「斎藤実盛」を関連づけて、実盛にともなう符字（四文字）「揜拾揜拾」とが結び付いたとも充分想定できそうである。しかし、現段階では、実盛と符字と蝗（虫）除けのまじないを繋ぐ証としての史・資料はない。

そして、『難波江』の符字「揜拾揜拾」の項の記述から、江戸、紀州、尾張、筑前、そして淡路の各地で、この符字にかかわる伝承があったことを明示していることも窺え、近世において民間でこの符字をとともなう呪符が用いられていたことも充分考えられる。

では、次に山崎美成の『提醒紀談』（巻三）の符字の項を見ていくことにしよう。同書の「符字」の項には、

世に揜拾揜拾の四字を書して、怪我除の護符とす。その験あること人の知るところなり。さて此符字の伝へ一条ならず。或記に、寛永二年三月晦日に、將軍家狩したまふに、御鷹、大なる鷹を捕りけり。その鷹の胸に四の字あり。その文字は稔稔稔稔とかくの如くなり。実に不思議なることなりと見えたり。（中略）或年吾領知にて雉子を一羽射とめんとしけるに、その矢それで中らず。再び射れども中らず。かゝればさま―思ひを廻らし、術を以て捕へ得て見るに、翼に四の文字あり。今その文字を記して懐中せり。その験にてもあるべしと云。〔耳囊〕とあり。何れも正しき記録なれば、信ずるに足れり。乗穂録には、筑前福岡にて鶴を捕へしに、その翅にこの四字を記したる小牌あり。必これ長命の符字なるべしといへり。（中略）此文字いづれの字書にも載せず。されば音義を知るによしなし。あるひは云。出羽国仙人堂にては「さんば ―」と唱へ、白石平馬が天狗に教へられたるは、「じゃくこうじゃくかく」とよめりと云へり。（下略）

と記載され^{註⑩}、さきに見た『難波江』とはほぼ同じ内容である。

「稔稔稔稔（または揜拾揜拾）」という符字＝呪文は、『提醒紀談』の著者自身による異論が述べられていないかぎり、やはり怪我除けあるいは長命を祈願するものと考えられていたようである。

また、『耳囊（耳袋）』を引き合いに出した記述の有無についても確認すべきかもしれない。確かに、『耳囊』（巻二）の怪我せぬ呪い札の事の項に、「揜拾揜拾」という呪文＝符字のことが明示されている。すなわち、

天明二寅年の春、御小性を勤仕の新見愛之助〔割註略〕といえる人登城の折から、(中略)馬といっしょにころび落ちけるが、怪我もせず、(中略)その後右の話出て、「何ぞ格別の守護などもありしや。数十丈の所転び落ちんに、いかにしても少しは怪我もあるべきに、ふしぎの事なり」といいしに、(中略)「知行の者よりさし越したる守護札ありし」とて、書き付けて愛之助より右たずねし者見せける由。右同人知行の者、或日野に出て雉子を射けるに、その矢雉子に当りしと思えども雉はつゝがもなく、(中略)右雉子に矢当らず。いずれも驚きて追い廻し捕らえけるに、羽がいに左の文字したゝめありし由。

揜拾揜拐

「右の文字を書きたる札百姓の与えけるを、そのまゝに懐中せし」と物語の由。何の訳に候や、文字も作り文字と相見えわかりがたけれど、そのころ貴賤となく小児などにも懐中させしとなり。

とあり註③、『提醒紀談』にみる『耳囊(耳袋)』の引用は間違いではなかったことが窺える。

そして、『耳囊』に記載されていた「揜拾揜拐」という符字のある呪符が、すべて災難・怪我除けのいわゆる〈まじない札〉であり、貴賤および大人・子供をとわず懐中にもっていたことがわかる。

このように近世には、貴賤、大人・子供までも、符字「揜拾揜拐」の呪符を懐中に納めて、日常に起こる災難・怪我除けに用いられていた〈まじない習俗〉があったといえよう。

しかし、近世に災難・怪我除けに用いられていた四文字の符字の呪符が蝗(虫)害除けの呪符に変移した時期がいつ頃かは明確ではない。また、災難・怪我除けの〈まじない〉は、どのような理由で蝗(虫)害除けの〈まじない〉に変移—祈願内容の拡大というべきか—したものかも明らかではない。

さらに、この符字が蝗(虫)害を避ける〈まじない〉として用いていた地域が、淡路国のみであったのか、否かも明確にしがたい。

そこで、この呪符の変移した時期について、次に考えていくことにしたい。また、災難・怪我除けの呪符から蝗(虫)害除けの呪符へと、どのような要因で変移したものかも視野に入れて検討できればと考えている。

註① 『日本随筆大成』二十一〔第二期〕所収

註② 『日本随筆大成』二〔第二期〕所収

註③ 『耳袋』一(東洋文庫本)所収

第三 蝗(虫)害を避けるまじないへと展開していった時期

近世・江戸時代後半に「揜拾揜拐」の符字のある呪符が災難や怪我除け、併せて長命(長寿)の〈まじない〉として存在していたことを窺ってきた。

そこには、蝗(虫)害を避ける〈まじない〉として受け容れられていた痕跡も見出し得ない。むしろ、近世民衆の間で災難除けあるいは怪我除けの呪符として、符字「揜拾揜拐」を用いていたことが窺えた。

言い換えると、この呪符が災難や怪我除けの〈まじない〉として用いられていたことは、近世文人が書き遺した随筆などから窺える反面、蝗(虫)害除けの〈まじない〉として用いられていたという記載は、随筆や記録などに見られないのである。

ただ、すでに見た『耳袋』（日比谷図書館本）の著者である根岸鎮衛の書き込みに、「我等六七才之時分、右之文字書し紙守袋に為し何の守とも弁へず居しが、十二三才の頃此守災難除と云事聞し也」と、また「予は安永六年辛酉出生にて、当天保十五は六十八才也」とあり^{註①}、『耳袋』の著者が十二～十三才の頃に符字「揜拾揜拾」のある呪符が災難除けに用いられていたことを確認し得る。そして、著者根岸鎮衛の十二～十三才の時期とは安永六年（1777）年の出生から12～13年後の寛政元（1789）年あるいは同二年にあたり、江戸時代中頃には、符字「揜拾揜拾」のある呪符は、災難除けの〈まじない〉として民間に流布していたことになろう。

だが、災難除けから蝗（虫）害避けへと変わっていった（あるいは祈願が拡大していった）時期がいつ頃からは明確にしがたい。

ただ、『耳袋』の著者が、同書に書き込んだ「当天保十五は六十八才」という文言によって、天保十五（1844）年頃には、著者が「この呪符が蝗（虫）害避けに用いられたまじないである」という書き込みをしていないかぎり、1840年代に蝗（虫）害除けに符字「揜拾揜拾」のある呪符は、民間に流布していなかったと考えられる。

したがって、この呪符が、蝗（虫）害避けに用いられ、民間に流布していったと想定し得る時期は、天保十五（弘化元年）年以降であろう。

また、同書に記載されていた「右の文字を書きたる札百姓の与えけるを、そのまゝに懐中せし」という文言からも、近世農村においても、符字「揜拾揜拾」のある呪符が災難除けとして用いられていたことになろう。

したがって、この呪符が、近世中頃から後半に至るまで災難除けとして民間に流布していたことが明確になった反面、蝗（虫）を避ける呪符として、符字「揜拾揜拾」が用いられた時期が天保年間以降と想定するのみである。

註① 『耳袋』（東洋文庫本）所収

結びにかえて

「淡路国風俗問状答」をみるかぎり、農耕儀礼の一つであるいわゆる虫送り＝蝗（虫）除けの行事に用いられていた「揜拾揜拾」の符字のある呪符は、もともと災難・怪我除けの〈まじない〉であった。

この呪符が、どのような要因で蝗（虫）避けの〈まじない〉に展開していったものかは、『諸国風俗問状答』や近世文人の随筆や記録からは明確に提示できなかった。

ただ、「揜拾揜拾」の符字のある呪符が蝗（虫）害避けの〈まじない〉へと展開していった時期は、おそらく1850年以降と想定でき、斎藤実盛との関連や蝗（虫）害による災害との繋がりも視野に入れて考えていく必要があるかもしれない。これらのことも今後検討していく課題として結びにかえたい。

（2001年6月25日 稿了）

水口祭と牛王宝印札

－近世における農耕儀礼としての水口祭と牛王宝印札にみるまじない習俗－

奥野義雄

はじめに

大阪・京都・奈良の各地域で、水口祭をおこなっている農村（農家というべきかもしれないが）はほとんどみられなくなってきた。十余年ほど前には苗代づくりがみられ、苗代の水口にゴオウサン（ゴオウヅエ）と呼ばれる牛王宝印を長い木の枝（竹の場合もある）に挿して立て、このゴオウサンとともにツツジや供え物を供えて、今年の豊作を願ったという。

この水口祭に用いられる牛王宝印札を挿したゴオウサンは、村の寺院で授与されたものである。村の寺院（小堂）で正月におこなわれる修正会（オコナイ、ハッキトウ、ランジョウなどと呼ばれる）に、村の寺役の人びとが寺院に集まって修正会の行事のときにゴオウサンを村の農家の数だけつくる。

いまも村の寺院（小堂の場合もあるが）で修正会をおこなっている村々はある。しかし、以前に比べると、寺役の人びとがゴオウサンを持ち帰るのみで、ほとんどそのまま寺院にのこっているところもあるという。

現行の水口祭や修正会の行事状況はともかくとして、ここであらためて近代以前、つまり近世・江戸時代の水口祭の状況を近世史料である『諸国風俗問状答』から、近世農民の往時の農耕儀礼の一つである水口祭に対する意識について窺っていききたい。

さらに、近世農民からみた水口祭に用いられる牛王宝印札のもつ意味合い、とりわけくまじない) 的な要素をとまなうものか、否かについても検討を加えていきたいと考えている。

第一 『諸国風俗問状答』にみる諸国の水口祭の諸相

近世、とりわけ江戸時代後半に作成された『諸国風俗問状答』には、近世村落内の農民の生活が垣間見ることができると考えている。

そこで、ここでは『諸国風俗問状答』に現われる諸国の農耕儀礼の一つである水口祭について概観していくことにしたい。

I. 「陸奥国白川領風俗問状答」の此月水口祭云々の項に^{註①}

在々農家にては、八十八夜の前後に苗代へ種をまき終り候節、苗代の水口へにはこの木に紙を三角に打はさみ候て立、焼米をまき祝ひ申候。尤牛王をはさみて祭るも有之、是を水口祭と唱申候。

II. 「越後国長岡領風俗問状答」の水口祭といふ事の項に「此事聞及び侍らず」とあるが、同問状答の苗代たなむにつきの項に^{註②}

農家にて大体田植の前、二十四五日より三十日ばかりに、種子をひたすべき井をよく掃除し、種をばちいさき俵にしてひたし、苗代田に蒔く也。此日、種子蒔団子とて草の餅を食す、苗の色を出すを祝ふとぞ。又鳥の口とてはじめ水につけたる粳をとり

わけ、熬りて摺春白米とし神前仏前へ供し、親族へ贈りみづからも食す。是を種初穂といふ。

Ⅲ. 「三河国吉田領風俗問状答」の此月水口祭云々の項に「○なし、ある所もあらんか、猶可尋」とあるが、此月苗代たなる云々の項に註③

○異なることなし。但し、八十八夜の廿日前に苗代粃を水に浸し置て、十八日目に水より取りあげて、ほし乾かし藁に包み、二日にして芽少し出る時、苗代にまくなり。まき残りの粃をば焼米として、第一番に鳥の口と称して、苗代の田へ水を入れる、口へ（中カ）持持行て、松梅の類の小枝を三本彼水口に建て、其小枝の本へ供へ奉る事なり。
但し節非におくにあらずに供ふる也。 穀つゞも枝の途である所に供ふる也。（下略）

Ⅳ. 「備後国深津郡本庄村風俗問状答」の水口祭の項には「此月水口祭りと申事は、此辺にて余り無御座候」とあるが、此月苗代の項に註④

大体五月中迄五六十日位に田植仕候積に粃種蒔付申候。早稲、（中カ）田、晩稲等、沢沼田・天水・旱魃・廻田等の差別、例年の任仕覚に、撒仕付、小鳥の威し、鳴子繩、網・かさし等仕、粃種残りにて糲米に仕、鳥の口と申て苗代の中へ茅などを三本立、其脇に糲き米を一握撮み置申、其外氏神・荒神・社内の神仏などへ備申候。

Ⅴ. 「備後国沼隈郡浦崎村風俗問状答」の水口祭の項には「此月、水口祭りといふ事無御座候」とあるが、此の月苗代の項に、註⑤

苗代へ粃を蒔、残を焼米にして、鳥の口と申て、神々へ上げ、家内も給申候。

以上、五つの「風俗問状答」を挙げたが、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの史料には、水口祭の項目に対する答えとして、「聞いたことがない」「なし」「余りない」といった内容の記載であるが、とくにⅢの史料の苗代に関する項目には、「松梅の類の小枝を三本彼口に建て」云々という文言が示すように水口祭と考えられる行事内容が記載されている。

また、Ⅱの史料からは、最初に水に浸けた粃を「鳥の口」と称し、白米にしたうえで神仏に供えたという習俗が窺える（Ⅴの史料にも「鳥の口」を神仏に供える習俗の記載がある）。

さらに、ⅢとⅤの史料には、苗代に蒔いた残りの粃を焼き米にしたものを「鳥の口」と呼称して、苗代の水口に祀るという共通した習俗がある。

ただ、これらの地域をみるかぎり、越後国長岡領（現・新潟県長岡市）、三河国吉田領（現・愛知県）、備後国沼隈郡浦崎村（現・広島県）は隣接する地域ではなく、かなりの遠距離にあり、水口祭と呼ぶことはないが、「鳥の口」を用いた行事がおこなわれている。次章で紹介する備後国峯山領（現・広島県）にも、苗代に蒔いた残りの粃を焼いた〈焼き米〉を「鳥の口」と呼んでいるが、さきの備後国沼隈郡浦崎村とは同一国内で、同様な習俗があることは当然かもしれない。

このことはともかく、近世において、東日本（とくに北陸）から西日本にいたる地域に、〈焼き米〉＝「鳥の口」が、苗代での（水口祭という呼称を含めて）田の神を祀る儀式に用いられたといっても差し支えないであろう。

そして、この「鳥の口」がもともと何を意味していたものかは、Ⅲの史料の後半に記載されている「此焼米はすべて鳥の口といふなり、苗代へ鳥のつかざるまじなひ也ともいへり」という文言から、焼き米を苗代の水口に供える〈まじない〉と考えていたようである。しかし、この一史料のみでは、往時に一般的認識されていた習俗かは判断し難い。

これら以外にもⅡの史料のように苗代での祀りの時に種子団子（草餅）を食べる習俗や

Iの史料のように水口祭あるいは苗代で儀礼をおこなうことが窺えるが、五つの史料から水口祭あるいは苗代の事例をみるかぎり、大雑把に大きく二つの形態の習俗に分けることができるようである。すなわち、

- (1) 焼米の「鳥の口」を神仏に供え、自らが食すること、あるいは親族へ贈るという習俗形態（糰の米も同様の習俗であろう）
- (2) 水口に牛王宝印札を挟んだ細い木を立てること、あるいは小枝を立てるという習俗形態（三角の紙を挟むことも同様の習俗であろう）

以上のように分類できるであろうと現時点では想定できる。

そして、江戸時代の民衆、とりわけ農民にとって、苗代拵えにともなう「水口祭」と呼ぶことがなくとも、苗代拵えには何らかの行事習俗が存在していたと考えられる。

そこには、「田の神」という明確な〈神〉のみならず、〈神仏〉に対する豊作祈願が込められていたと想定し得る。このことは、すでに挙げた陸奥国・越後国・三河国などの各領・村の「風俗問状答」によって理解できるであろう。

このことはともかく、さきに示した五つの史料の内、Iの史料にのみ明示されている牛王宝印札は、これら以外の諸国の「風俗問状答」から窺えるものかということと、牛王宝印札が用いられる意味合いについて、再度『諸国風俗問状答』を繙きながら次に検討していくことにしよう。

註①～⑤ 平山敏治郎校訂『諸国風俗問状答』（日本庶民生活史料集成 第九巻所収）

第二 『諸国風俗問状答』に現われた水口祭の習俗—牛王宝印との繋がり—

水口祭には、諸国によってさまざまな習俗があることを『諸国風俗問状答』から理解し得る。そして、さきに述べたように水口祭の習俗は、大雑把に二つの形態に分類整理することができる。

さらに、この形態分類から、それぞれの国・領などを越えた地域的特色が提示できるのではないかと想定するが、現段階では、『諸国風俗問状答』にみる国・郡・領の数のみでは決定的な特色を示すにはいたらないかもしれない。

このことは今後の課題とすることにして、ここでは『諸国風俗問状答』を再度繙きながら、牛王宝印札をとともなう水口祭の習俗について考えていくことにしたい。

そこで、各国・郡・領の「風俗問状答」を6・7例ほど、次に挙げることにしよう。

1. 「出羽国秋田領風俗問状答」の水口祭の事の項に^{註①}
何事もなし侍らず。但農家の田畠耕し初る日、餅搗、酒呑祝ふをやさらの祝ひと申候。
2. 「大和国高取領風俗問状答」の水口祭の項に^{註②}
向寄へにて、熊野牛王・吉野山の札・金剛山の札を竹串に挟んで建置、米を煎りて備候。大和にも牛王御札杯、其向々にて祭来候得は、具には分り兼候。村毎に祭り候。（下略）
3. 「丹後国峯山領風俗問状答」の此月水口祭云々の項に^{註③}
右、当月九日、赤坂村篠箸大神、保食神・草姫神二座の於社、水口祭り神事執行仕候。一社伝来の旨候て、神官其祭式を勤申候。是則百穀能成の祈祷に御座候。農家苗代へ水を入候時、此祭の御神札、水口に竹に挟申候旨、祠官今城日向申出候。
4. 「備後国福山領風俗問状答」の水口祭の事の項に^{註④}

此名目承り及不申候へとも、種蒔候時、寺社の牛玉を水口にたて、或は柳の枝・茅などをたて、糲米或は酒をそなへ候ものも御座候。或は苗一種つゝのへたてに二本つゝたて、しるしとし、是を眉毛となへ、かの牛玉と一緒に酒米など供へ候処も有之候。ひめくひと申て、野薔薇の枝三処に立て、それにやき米をすこしつゝをき、鳥の口焼と申候村も御座候。これ等水口祭の類に御座候哉。(中略) 牛玉は、牛玉と申字を板にすりたるに、赤き大印など押候もの、寺修験などより出候は封し有之候て、何ともしれ不申候も御座候。もと氏神の守札にて、生土と申文字の離合仕候ものと申候。備中には、吉備大臣の自筆なりと申つたへ候に、あり〜と生土とよめ候札の板御座候由に候。

5. 「備後国品治郡風俗問状答」の此月水口祭と云事の項には記述はないが、此月苗代の項に^{註⑤}

田の水を引き、牛にてならし、草多く取り入れ、男女ふみならし、水をさり乾して又水を入れ、種子を播候。其時産社の柵宜より牛王と申、柏木或は栗の二片に榦、^(杉)松をはさみ、紙にて上を巻きたるを配り候。是を水口に立て、又修験者、真言寺よりは牛王とて配り候を立、牛王米とて種の余りを焼精米とし、是をそなへて祭り、必暦の方角にしたがひ種を播候。又は白幣を立、柏の枝を立祭り候も御座候。種は播き候日より七八日以前より水にひたし置候。播候てより十日頃水を落し、一日乾し、水を入候。

6. 「淡路国風俗問状答」の此月水口祭の事の項に^{註⑥}

水口祭は、正月地祭の時用たる地に、柴椎を貯置て用、又檜に寺社の牛王を挟み、或は竹に伊勢の御祓を挟み、苗代の水口に立。供物は神酒・洗米・糲等を、木の葉又土器にもつて祭る。祭様、村毎・家毎にて少々宛同異あり。

7. 「阿波国風俗問状答」の此月水口祭并苗代たなひ杯の事の項に^{註⑦}

水口祭并苗代たなひ杯の事は、市中の事ゆゑ無御座候。

以上、1から7までの史料をみるかぎり、2、4、5、6の史料から、水口祭に牛王宝印の札を枝木あるいは竹に挟んで水口に立てたことが窺える。

また、5の史料にみえる文言から、水口祭に奉る牛王宝印札以外に、柏の木(栗の木か)に榦・松(杉か)の葉を挟んだもの(「牛王」と称している)も水口に立てたことがわかる。

言い換えると、備後国品治郡の地域では、江戸時代には水口祭に産土社の柵宜が配る「牛王」と呼ぶ榦や松を柏の木などに挟んだもの以外に、修験者・真言寺院から配られた牛王宝印札と考えられるものを立てるようである(「肥後国天草郡風俗問状答」では、此月水口祭といふことの項には「なし」とある。そして、「此月苗代たなるなどにつき、殊なる行事なし」とあり、苗代にともなった行事〔水口祭と呼ばないが、実態は水口祭である場合もある。しかし、1～7の史料をみるかぎり、かならずしも各国の地域すべてが、水口祭と称した祭りをおこなっていたとはいえないであろう〕の詳細は明確ではない)^{註⑧}。

また、4と5の史料にみえる「寺修験」「修験者」が村・町を徘徊するいわゆる民間宗教者であるかは、ここでは明確にし得ないが、このような農耕儀礼の行事習俗に「牛王宝印」を介在させた修験者の関与が窺える^{註⑨}。

そこには、修験者のもつ呪術的な要素の存在が大きくかかわっていたのかもしれないが、これについては若干後述していきたい。

このことはともかく、5の史料以外の2、4、6の史料に記載されている事柄をみるか

ざり、水口祭に用いられる牛王宝印札は、一般的には寺社で配られたものあるいは授かったものであるといえよう。

では、近世民衆が牛王宝印札（これに類するものも）を水口祭に用いる意味合いとは何であったのか、その意味合いには呪術的要素のある習俗、つまり〈まじない習俗〉が内在していたものか、否かを次に検討していきたい。

註①～⑧ 平山敏治郎校訂『諸国風俗問状答』（日本庶民生活史料集成 第九巻所収）

註⑨ 水口祭にともなう牛王宝印札に関与する修験者の姿が窺える。この修験者を、いわゆる〈民間宗教者〉と考えられなくはないが、ここでは十分な記述がないため早断は避けておくことにする（奥野義雄「禁制・禁令史料が語る徘徊する民間宗教者の社会的影響」〔『奈良県立民俗博物館研究紀要』第17号所収〕を参照されたい）。

第三 水口祭にともなう牛王宝印札とまじない習俗

江戸時代の水口祭において、この行事のために授与される「牛王宝印」の札は、寺社（真言寺院など）や修験者が関与していることを『諸国風俗問状答』から窺ってきた（このような事象によるかざり、現行の水口祭の行事習俗の伝承は、江戸時代の水口祭の行事習俗を受け継いでいることがわかる）。

牛王宝印札は、もともと寺院の修正会の行事の折に作られるものである。とくに、村の寺院でおこなわれる場合は、現行の修正会（オコナイ、ランジョウ、ハツキトウなどと呼ばれる）と同様に、寺修験や真言宗寺僧が、牛王宝印札づくりに関与した村々もあったかもしれない。

このことはともかく、この牛王宝印札が農耕の予祝儀礼として五穀豊穡を願うための呪術的要素をもつものであるのか、否かは、『諸国風俗問状答』の各国・領・郡・村の「風俗問状答」から窺えないようである。

たとえば、さきに示した「備後国福山領風俗問状答」には、牛王宝印札についての記載は詳しいが、「氏神の守札」とのみある註⑩。この「守札」を何故に水口祭に用いるのかということと、「守札」自体呪術的要素を内在させているのであろうが、その呪術性の詳細な記載は見出せない。

そこで、『諸国風俗問状答』と同時代の文人が書き留めた随筆などの記録から、何故に「牛王宝印」を水口祭に奉る必要性があるのか、またこの札のもつ呪術的要素の存否についてみていくことにしたい。

まず、藤原貞幹の『好古日録』の牛王の項をみると、

仏刹ノ牛王ノ札、王印二字点有テ珠玉ノ状ヲナス。何ノ意義アルコトヲシラズ。一日、或人蔵ル所ノ古牛王ノ札ヲミル。其紙色ヲ審ニスルニ、五六百年ノ者ナラム。又近日、福田寺ノ牛王札ヲミル、文明中書ク所也。（下略）

とあり註⑪、牛王宝印札の意義は知らないが、五六百年前そして文明年間の牛王宝印札をみたところ。藤原貞幹は、牛王宝印札のもつ意味合いは知らなかったが、その古さについては往時実見していたことになる。

一方、田宮仲宣の『東瀛子』の牛王の記載には、

諸社諸寺院より牛王と云者を出せり。夫本朝の風俗、生土の神を深く渴仰し、初生及袴着初、髪置などに、参社するに、（中略）蘇民將來の子孫といへる守護札を受けて下向す。（中略）扱院の子と云て、邪崇を遠ざけ、又蘇民の子孫と云て、疫鬼をさくるを慣ひて、

なべて生土神より神札出すに、神号を中に書て、左右に生土宝印と、其産土子なるの証を示して邪崇を退く。(中略)しかるに後世誤りて、生の下の一画を下の土の字の上に付添へて、牛王と書しより、いつしか牛王とのみ書誤しとなり。

とあり^{註③}、「牛王」はもともと「生土^{うぶすな}」で誤字によるものであるという。

このような「牛王」の解釈は、ほかの文人の随筆にもみられる。この解釈はともかくとして、「蘇民将来子孫(之家)」の札を真似て、「生土宝印=牛王宝印」の札をもって、産土=生土神の子である証拠を示して、「邪崇(邪鬼の崇り)」を退散させるとある。

二つの近世文人の随筆から、「牛王宝印」の札は近世以前からあること、この札は邪鬼を退散させられるものであることが窺える。

このような思考と同様な記載は、江戸時代中頃に刊行された『和漢三戈図会』(巻第十九)の牛王の項にもみえる。すなわち、

△按熊野祇園八幡等、諸社^{ヨリ}出符札^ヲ粘門戸^ニ以避^テ災疫^ヲ俗称^ヲ名^ヲ牛王者誤也 生土^ノ二字^ニ而第三^ノ横画^ヲ疎^キ故似^ル牛王(下略)

とあり^{註④}、「災疫」を避けるために牛王宝印札を門戸に張り付けることが窺えるが、この「災疫」についての詳細はわからない。

ただ、牛王宝印札の古さについては、『好古日録』から抽出するまでもなく、『吾妻鏡』の元暦二(1185)年五月二十四日の条に記載されている。

因茲。以諸神諸社牛王宝印之裏。固不挿野心之旨。奉請驚日本国中大少神祇冥道。雖書-進数通起請文。猶以無御宥免。固我国神国也。(下略)

という文言^{註⑤}、そして『太平記』(巻第二十七)の雲景未来記事の項にみる

出羽国羽黒ト云所ニ一人ノ山伏アリ。名ヲバ雲景トゾ申ケル。希代ノ目ニ逢タリトテ、熊野ノ牛王ノ裏ニ告文ヲ書テ出シタル未来記アリ。(中略)且ハ末代ノ物語、且ハ当世ノ用心ニモナレカシト思シカバ、我身ノ刑ヲ不顧、委細ニ書載、熊野ノ牛王ノ裏ニ告文ヲ書添、貞和五年潤六月三日ト書付テ、伝奏ニ付テ進奏ス。

という記載から^{註⑥}、中世においては、牛王宝印札(裏面)は、起請文や告文などに使われていたことが明示されている。中世の牛王宝印札の裏面に書く起請文は中世の古文書にみられ、これに関する研究は中世史研究者によってなされている。詳しくはその論稿に譲りたい^{註⑦}。

このことはともかく、起請文にするほどの要素をもつ牛王宝印札は、違背したときには神仏の罰が下されるほどの力を持ち、また「邪崇」を退けるほどの力があると考えられていたようである。

では、「牛王宝印札」には、いかなる力(呪力、あるいは神力・法力)があるのかを、もう少し詳しくみていくことにしたい。

『好古日録』や『東瀛子』からは、詳細な牛王宝印札のもつ〈力〉について窺えなかった。そこで、詳しく〈牛王宝印札〉について記載している近世文人が書き綴った随筆を次に掲げてみることにしよう。少し長文になるが、『閑窓瑣談^{後編}』(巻之三)の牛王の項(第二十二)に次のような記述がある。すなわち、

熊野牛王の説、種々にいへども合点なりがたし。いと古くより神霊ある護にてありしなり。但し牛王とは、生土^{うぶすな}と書し守りの上包を書損じ読損じてより、終に牛王と呼来る事となりといふ。実に面白き説なり。(中略)兎にも角にも、神威尊き御守りなるべき事は、

庵略に思ふまじきものなり。享保元年六月の事とかや。〔割註〕天保十二より百二十六年になる実説なり。武州崎玉郡船越村の百姓に佐五右衛門とて、家内五人活業の者あり。夫婦と男子二人あり。男子は、や十五六歳と十二三歳にて、末は女子の児の当年二歳なりしが、此頃毎夜に異しき事ありて、彼児女の泣叫ぶ事甚し。(中略)夜毎に同じ。佐五右衛門夫婦も当惑、種々と心を悩まし、其化物を除き貫はんと加持祈祷を頼み、他人にも語らひ相談しけれど詮方なく、(中略)這ぞと思ふ物もなし。其時奥の間なる三尺の壁に、何とやら黒くふすぼりたるもの、張付てありけるを、塵芥と共に捨たり。(中略)捨たる塵芥の中に交りて、黒く煤びて不文明紙札あり。(中略)是なん年久しく佐五右衛門が家の壁に張て在りしものにて、則熊野牛王の御守り札にて有しとぞ。(中略)佐五右衛門も昔を考え出て、祖父の代より尊信せし事を何日となく忘れて、礼拝せざりしを後悔し、全く此御札の家内に在し中は、神威に依て怪物を退け玉ひしものならんを、勿体なくも穢れし所へ捨て、神力を折きまゐらせし事の恐ろしとて、是より此御札を尊み祭りて、村の人々も敬ひ拝礼し、其後怪事も絶てなかりしとぞ。〔割註〕彼地は三宅何某殿と、金田金八、中島伝次郎などいへる武家の領し玉ふ入組の郡村にて、其人々の訴し正説なり。」

とあり註②、やや長文になったが、実際にあった話・正説として述べられている。だが、いまとなつては、この話が実説(実話)であったものか、否かは確認しがたい。

だが、江戸時代にあったこの話とは、汚くなった牛王宝印札を穢れたところに捨てたが、この札によって佐五右衛門夫婦の末娘に憑いた化物(怪物)を取り除くことができたという内容であり、「牛王宝印」の護符のもつ〈呪力〉とはいかなるものであったかが窺える。

そして、牛王宝印札のもつ〈呪力〉を信じて船越村の村びとも崇敬することによって、それ以後村内での化物(怪物)による怪事は途絶えたという記載から、村びとへ牛王宝印札の〈呪力〉の敬信が流布したと考えられる。

牛王宝印札にまつわる「実説」から、この札の呪力や効力が窺えるとともに、江戸時代の民衆にとって、疫鬼、邪祟、そして化物(怪物)から逃れる術を牛王宝印札などの呪力を依りどころにしていたことが窺えるようである。

『東瀛子』に記載された断片的な牛王宝印札のもつ〈力〉についての表示と併せて、『閑窓瑣談後編』に記述されている牛王宝印札の〈呪力〉に関する詳細な内容をみるかぎり、近世民衆の間には、「牛王宝印」の護符は邪祟、邪鬼、疫鬼をはじめ、化物、怪物、妖怪などを退ける呪力があると認識されていたといえよう。

そこには、近世民衆、とりわけ農民の間で、生活習俗の一つである〈まじない習俗〉が息づいていたといっても過言ではあるまい。

註① 平山敏治郎校訂『諸国風俗問状答』(日本庶民生活史料集成 第九卷所収)

註② 『日本随筆大成』〔第一期〕22所収

註③ 『日本随筆大成』〔第一期〕19所収

牛王宝印の「牛王」が「生土」から成り立たとする説とは異なり、經典にみえると考えていた文人もいる。すなわち、天野信景の著した『塩尻』(巻之一)牛王経の項に、

牛王経一卷 牛王神珠天之名、出此経。」

号仏説大如意宝珠呪経。不意訳

牛王儀軌一卷〔割註〕牛王宝印之字、出此書。

号五大牛王雨宝陀羅尼儀軌、金剛智

世人不知此經及儀軌、故牛王之説不為詳。此本二卷大須真福寺藏也。

という記載がそれである（『日本随筆大成』〔第三期〕13所収）。

註④ 寺島良安『和漢三才図会』上 所収

註⑤ 『關国史大系』（吾妻鏡 第一）所収

註⑥ 『日本古典文学大系』（岩波本）所収

註⑦ 中世の牛王宝印を用いた起請文の一つ挙げると、「近木莊々官等連署起請文」がそれで、牛王宝印のある料紙を使っている（『大日本古文書 家わけ一 高野山文書之五』所収）。

また、牛王宝印を起請文に用いると記載している史料もある。すなわち、嘉暦二（1327）年五月九日付の「東大寺年預五師頼昭書状土代」に

若有内通矯偽之輩者、可処罪科之次第、云本起請、云追加分、無所残、以二月堂牛王、書置嚴重起請文之間、即為御不審、令写進案文候了、（下略）

とあるのがそれで、東大寺二月堂の牛王宝印札を用いて起請文を書き置くことが窺える（『鎌倉遺文』古文書編 第三十八卷所収。傍点一奥野）。

さらに、起請文については、入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』を掲げるが、いく人かの中世史研究者の起請文の研究論稿があるが、ここでは割愛する。

註⑧ 『日本随筆大成』〔第一期〕14所収

結びにかえて—現行の水口祭の行事習俗伝承から—

『諸国風俗問状答』から、近世の農耕儀礼の一つである水口祭の習俗および牛王宝印のもつ呪術性、とりわけ〈まじない習俗〉について窺ってきた。これらの習俗をとおして、近世民衆、とくに農民の生活に溶け込んだ行事や祭礼（儀礼）を少し垣間見ることができたといえよう。

そこには、おそらく前代の習俗の継承と創造があったからであろう。そして、この行事・祭礼習俗も、ほかの行事・祭礼習俗と同様に後世へ受け継がれていったと考えられる。

たとえば、ここでは触れなかったが、『文治六年女御入内御屏風和歌』によって、近世以前には、苗代拵えと水口祭がおこなわれていたことがわかる^{註⑩}。また、〈まじない習俗〉がその行事に内在していたことも想定し得る。

しかし、今日では、この水口祭の行事習俗はほとんど姿を消してしまっている。そこには、苗代拵えの必要性がなくなってきたことも要因の一つとして挙げられるかもしれない。ただ、田植えのはじめ（植えぞめ）には、米と豆の入ったフキダワラと栗の枝木に御幣を挿したものを田圃の水口あるいはその付近に供える農家もある。ただ、田植えはじめにフキダワラなどを供える習俗をもつ年寄のいる農家では、いまま苗代の水口にツツジの花やゴオウサンなどを供えて、豊作を願うらしいが、ほとんど稀なことであるという。

このように今日では、水口祭の行事習俗やこれにともなう牛王宝印札を用いる習俗は、農耕における精神生活として必要不可欠なものでなくなってきたのかもしれない。

註⑩ 『新校群書類従』第十一輯（和歌部）所収

文治六年の「御屏風和歌」以外にも、「初苗にうづのたま、をとりそへていぐしまつらむ年作りえに」（『散木奇歌集二』、前掲書所収）とある。

（2001年5月6日 稿了）

—奈良県立民俗博物館研究紀要 第19号—

発行日 平成 14 年 2 月 28 日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545 (大和民俗公園内)

印刷所 (株) アイプリコム

